
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	伊藤純子

議 事 日 程 (第2号)

平成23年12月13日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

水戸義裕
大坂三男
白内恵美子
佐々木 守
安部俊三

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） おはようございます。9番水戸義裕です。

大綱2問についてお伺いいたします。

1点目、**大震災から学んだまちづくりの教訓は何か。**

私たちは、未曾有の大きな被害をもたらした東日本大震災を経験しました。住民の生命、財産にかかわる安全安心の確保は行政が行うべき最も基本的な責務です。

震災直後から、町は避難者への対応など想定外のことが次々に起きる中で対応されてきたと考えています。大震災の経験は、被災現場に派遣された職員の体験からも多くを学んでいると思います。震災対策は起きてから始めるということではなく、現在もあらゆる機会を通して常に実践していくものだと思います。今後、同規模かそれ以上の震災が来るなどという話もあります。自分たちの町で震災が起きたときにどう対応するか、具体的なイメージを持って

取り組んでいくことは大変重要なことだと考えます。

そこで何点かお聞きします。

1) 未曾有の大災害である東日本大震災での経験を総括して、本町のまちづくりや第5次総合計画に生かすため、震災から得た教訓についてハード・ソフト面からどうとらえたのか。

何を教訓としたのかお聞きします。

2) 災害への備えは時期を選ばず、早急に進める必要がある。避難所の運営を含め地域防災計画の見直しはあるのか。また、見直すとすれば、その中心は何になるのかお聞きします。

3) 公共施設は避難場所としても機能させる必要があるが、避難所として長期間活用するために、現在指定の避難場所に備えるべき機能は何かお聞きします。

大綱2点目、**コミュニティー主体のまちづくり**を。

東日本大震災で学んだ課題は、やはり協力し支え合えるコミュニティーを培い、さまざまな課題がコミュニティー単位でおおよそ完結できるまちづくりを目指すことです。そのことは「絆」として強調され、復旧復興のキーワードとなっています。

住民自治によるまちづくり基本条例には、住民主体によるまちづくりをしていくことを表明しています。本町では、地域計画づくりも始まりました。今後のまちづくりを見据え、進める上で欠かせないものと受けとめています。

団塊の世代が75歳以上になり社会保障費が急増する「2025年問題」と言われるものもあり、少子高齢社会が続く中での地域計画の策定は、人口の動きも含め、町政に求めている安全安心に暮らし続ける地域づくりの考え抜きには進みません。

大震災を経験した今、全体的な総合計画のほかに地域課題を明らかにし、地域における総合的な計画を策定することが、自分たちのまちは自分たちで育てていく自主自立のまちづくりを目指すためにも必要と考えます。

そこでお聞きします。

1) 町は今、2025年問題をどう認識しているのか。

2) 行政区単位の「地域計画」の策定も必要とは考えるが、しかし、初めての地域計画づくりは非常に大変である。どのような反応が届いているかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱2点ございました。

大震災の関係から3点ございます。

第1点目、震災から得た教訓ですが、ソフト面では、情報網が途絶えたことにより情報パニックで、その対応に追われたこと。二つ目、避難所では支援を受ける方と支援をする側とが二極化したことで、職員101人も従事したこと。3番目、給水所運営でも職員が40人従事したため、復旧業務に支障が生じたこと。4点目、支援物資はすぐに届かない。欲しいものが来ない。数がそろわず配給に苦慮したこと。5番目、病院や介護施設への支援をしなければならないこと。6番目、要援護者名簿に登録しない災害弱者への対応。7番目、放射線、放射能への対応。8番目、町として対応ができない電気、ガス、電話等の被害状況と復旧見込みをお知らせすることができなかったこと。ハード面では、町指定避難所が災害による被害で開設できなかったこと。本庁舎に災害対策本部を設置できず、しかも非常用電源がなかったこと。三つ目、給水タンク不足などです。

今回の教訓としては、災害により「絆」という地域とのつながりの大切さが浮き彫りとなりました。水または食料などで困ったときに近所の方などに支援してもらったことで、地域の結束が高まったこと。また、想定外の事態が発生したことで、災害時への対処については、ソフト、ハード面いずれにおいても柔軟な対応をしなければならないということでもあります。このことを踏まえ、今後のまちづくりは総合計画の地域防災力の向上のため個別の施策を行い、安心して暮らせるまちを目指すものでございます。

2点目、地域防災の見直しもあるかという点でございますが、今後の大きな余震などに備え、早急に防災体制の充実や防災機材の配備に対応しなければなりません。このようなことから、情報手段の確保として、衛星電話の導入、防災無線機の配備やメール配信を開始し、また、優先して開設する指定避難所6カ所に定め、防災機材配備を充実、加えて自主防災組織にも防災機材配備を追加しております。

また、避難所運営や給水所の運営についてですが、地区懇談会での意見交換で、利用した地域の自主防災組織等が新たな役割として担っていただけることになりました。

地域防災計画の見直しについてですが、平成22年6月に全戸配布している防災マップが町民の方により密着した情報なので、まずは防災マップの見直しを行って、その変更内容を全戸配布する予定であります。その後、防災計画の見直しを行う予定でございます。特に中心となる改正は、開設する避難所ごとの運営方法でございます。

3点目、公共施設は避難場所としても機能させる必要がありますがという点ですが、本来避難所は、自宅が被害を受け住むところなくなった場合に避難する場所として仮設住宅に移るまでの期間滞在することになります。まだまだ避難所の利用の仕方において町民の理解が十分ではございません。今回も本来は避難所ではなくて自宅で過ごせる方が大変多かったというふうに考えております。

こうした指定避難所に備える機能としては、一つは、被害者管理業務として避難者名簿管理と問い合わせへの対応。二つ目は、情報管理業務の避難所内外の情報収集と伝達。三つ目は、保健・衛生業務として、避難所の衛生管理や避難者の健康管理が必要と考えております。

大綱2点目、コミュニティ主体のまちづくりでございます。1点目、2点目は関連しますので、一括してお答えします。

本町でも2025年にはより一層高齢化が進行すると予測しています。さきの基本構想策定時の資料、平成30年将来人口推計値では、町の人口が3万6,580人となり、現在よりも減少します。また、高齢人口、65歳以上も1万700人となり、高齢化率29.3%、全人口の3人に1人が65歳以上の高齢者となります。また、第4期介護保険事業計画による75歳以上人口の推計値では、平成30年度、4,747人で全人口の8人に1人となります。

このような現状から、人口が減少することによる地域活力の低下や、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の増加が見込まれ、医療費や介護保険サービスの増加が懸念されます。そのために、こうした2025年問題に対処するためには、高齢者に対する保健福祉サービスのあり方や地域の課題解決に向けた住民主体のまちづくりが重点課題として位置づけられるとの認識は議員と同じであります。

今後、人と人とのつながりや助け合い、支え合いといった共助の意識を高めながら、自立したコミュニティを醸成し、地域内全体で子供から高齢者まで安全で安心して過ごせるまちづくりを進める必要があると考え、現在、町内の42行政区を最小のコミュニティとして地域の実情や特徴に即した地域計画の策定に取り組んでおります。地域計画策定の趣旨や進め方等については、行政区長からの求めに応じ、担当職員が地域に出向いて説明をしながら進めております。

しかし、今回初めての取り組みということもあり、地域によって理解度に温度差があるものの、その必要性についてはご理解をいただいていると思っております。

また、策定に対しての地域の反応ですが、区民総意のもとで策定することによって情報と地域の進むべき目標を共有できることは重要だという反面、だれがつくるのか、計画を策定して何が変わるのかなど、行政区の反応は世帯数や生活環境によって地域課題も異なっております。今後も地域の特性を生かした地域計画を策定できるよう、それぞれの行政区に職員が入って地域の方々と十分に話し合い、連携して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君、再質問ございますか。許します。

○9番（水戸義裕君） やはり自主防災組織、100%確立されてできているわけですが、以前にもこの議会で私も申し上げてきましたけれども、どうも自助、共助がやたら押し出されるといった感じであって、公助がもうちょっと足りないんじゃないかというのが私の今までの感じでは。

まず最初に、避難所についてお聞きしますが、まず、避難所は今回それぞれの地区にある集会所ということでは、これ一次避難所になりますかね。それだけで足りないときはということで、各地区の学習センターなりあるわけですが、ちょっとお聞きしたいのは、今回の、例えば私の地元であります船岡生涯学習センターに避難した人がかなりいるわけですが、まず最初に基本的なことですが、町が最初に避難所として開設したのか、地域の方がもうそこに避難してきたから開設したといった形になったのか、その辺をまず最初にお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 水戸議員の方のただいまのご質問については、東船岡の生涯学習センターですね。こちらの方については町の方で最初開設しました。その後に地域の方が、やはり先日もお話ししましたが、指定避難所に近い地区についてはやはり町の指定避難所の方にいらしたようで、どうしても遠いという方、そういった事情があった方は集会所の方で開設されて運営していただいたようです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。住民が集まったから避難所をつくるというのは実際おかしな話ですけどもね。

それで、避難所にかかなりの人数が集まりました。地元の例で一番話しますが、ここにはいわ

ゆる行政区が違う人たちが当然一つになりますね、避難所ですから。ここに、今度スペースなんです、300人近く入ったというふうにはたしかあったと思うんですが、この避難所のスペースですね。家族単位でということになると、スペースなんです、ここ防災計画を見ると、収容人数を算定する基準というのが防災計画にあって、例えば船岡生涯学習センターになると建物延面積掛ける0.7割る3平方メートルとか、あと避難場所で、土地面積が、掛ける0.4割る3平方メートルというふうになっているんですが、この面積というのでいわゆる家族3人、4人ということでも間に合う広さということでこれは決まっているのか。それと、その係数はどこから出てきたのかということをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所のスペースの件についてですが、避難所のスペースについては、今回も東船岡の船岡生涯学習センター、ご質問のように300人がいらっしゃいました。やはり狭くなって、船岡の生涯学習センターには200人、そして東船岡小学校の方に100人を移動して開設したというような形になっております。ですから、今回の方の優先避難所6カ所というふうな形で開設しますけれども、避難者数の数に応じて隣接する学校の体育館をやはり広げていくというふうな形になっております。

それからもう一つ、防災計画の方で1人当たりの面積ということなんです、これについては国の方でもいろいろな算式があります。例えば単なる避難であればいいですけれども、そこを避難所として長期になる場合にいろいろな囲いの部分が出てくるとさらにスペースが必要かと思えます。ですから、いろいろな計算方法があるかと思えますけれども、その実態に応じて対応していきたいと思えます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 今あったとおり実態に合わせてということになると、当然今回も実態に合わなかった部分も、これだけの人数が避難所に避難してきたということ自体が多分初めてだったんだろうというふうに思います。あの学習センターができてから当然初めてのことだったので、当然これはメイク・アンド・トライというか、これは、ただ、余りそぐわない言葉ですけども、やりながらつくっていくということは当然あるというふうに思います。

この広さの中というよりもあと仕切りですね。今回もテレビなんかでも段ボールで仕切りとかなんとかということがあって、この仕切りというものが入ったといっても、そんなに分厚

い仕切りじゃないものですから、大体段ボールぐらいになるんでしょうけれども。この中でいくと、例えば3人、4人、それから6人だ、8人だというふうになってくるところで、これを用意するというで考えると、例えば今ストックはあるんですか。あの仕切り用のいわゆる段ボール、手っ取り早いのは段ボールということになるんだと思うんですけども、これは町では実際備蓄されているということはあるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 1週間か10日ぐらいになるとやはりプライバシーの問題ということで、ご質問のように仕切りというものが必要になってくるかと思えます。町ではそれを準備しているのかというと、段ボールとかそういったことでは準備してございません。卓球のフェンスの仕切り、あれを暫時使いたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 今、ただ、確かにそれでも間に合うというか、長くなると、ということになると、避難所は7日までと。それ以上は知事に協議するというふうに災害救助法に関連してくるんですけども、そういった意味では、今回は当然7日以上になっているというのがほとんどの地区でそうなんですけれども、これは今まで私も実は避難所のことで見てですけども、この知事と協議するというのは知らなかったというのが実際実態なんですけども、これは協議するといっても、いわゆるすぐに返事がOKですというふうにはなるのかなというふうに思うんですけども、そういうふうになっているんですよ。ということでお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所の設置については、町長が知事に申請するといいますが、避難所を設置したと報告するようになっています。ご質問のように、1週間ごとに更新して、さらに必要ではさらに1週間ということで、更新するような形になっておりますので、許可制とかそういうことではございません。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。この避難所なんですけれども、さっきの広さもそうですし、当然今回は最高で長くなったところで何日の避難所運営ということになったのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所については3月11日の未明から開設して、3月18日、そのときに太陽の村に全部集約したような形になります。ですから、実質的には3月18日の午前で一応6カ所の指定避難所を町の方は閉じて太陽の村の方に避難所を移したというような形です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ちょっと話、いろいろ行きますけれども、さっき私もそれは感じたんですけれども、実際、避難所、夕方になると自宅に帰って寝具を持ってきて避難している方、確かに私も給水所の交通整理の役もやったということで見ていると、夕方、自宅に行って寝具を持って、毛布とか、それでやってくると。そんな中で話したのは、やはり避難ということ自体が初めてなものだから、どこまでが避難する立場ということで自分として考えられるのかということですね。つまり避難する人たちの教育というか、こういうふうな、自宅がなくなったから避難するんですよというのは大体そういうふうにはなっているんですけれども、夕方自宅に行って寝具なりを持ってきて夜はみんなと一緒にと。話を聞くと、自分たち家族だけだとどうも不安だと。家は建てたばかりだしなんとかということ、地震では大丈夫だと思うんだけど、不安だということでみんながいるところに。それと話になってきたのが食料ですね。食料が自前で調達するより避難所にいると何とかなるみたいだ。そういったようなことも実際あったというふうに私も感じているんですが、この辺について今後どういうふうにするか。さっき町長の答弁でありました避難する方のそういうところをこの防災計画なり何なりでやっていかなくちゃいけないだろうと。そしてそのためには、今度自主防災組織というところにそういう避難するための基準といたら、基準があるかどうかわかりませんが、そういったこともしていかなくちゃいけないのかなと。自宅があってもやはり不安があるのでみんなといた方が安心だというふうなことで、この辺について今後やっていかなくちゃいけないのかなというふうには思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ご質問のように、避難所については、本来は自宅とかがなくなって住む場所がないという形で避難所に避難していただく、そして長期の避難の方に移ったり仮設住宅に入ったりというふうな形になるかと思えますけれども、ご質問のように、いわゆる今回の場合は停電とか、水道が出ない、あるいは電話も通じない、そういった形で不安でもっていらした方が大部分多いのかなというふうに思います。ご質問の、やはり日中いなくて夕方に

なると急に人がふえると、そういう現象はそうだったのかなというふうに思っております。

ですから、避難所としては、本来の避難所については町長答弁で申したとおりなんですけれども、やはりそういった不安解消というのも一つのメンタル的な避難に値すると思いますので、電気が通じるまでとか、そういった一つの区切りに、何かをめどにしながら、拒むということはやはりよろしくないと思いますので、そういった形で避難していただける。ですから、自主防災組織の方で避難の目安とかなんとかというのも、やはりそういったことで住民の方の不安を解消していく、安心になっていくということが大事なのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かにそういうことだと思うんです。いわゆる安心感ということは非常に大事だと。ただ、これ不安になるということは、当然情報がないから不安になるというのも一つはあると思うんですね。ただ、いずれ停電なり、電話も通じない、それも携帯電話も通じない中において情報の伝達というのはなかなかこれは至難のわざというくらいの状況だと思うんです。

それと避難所なんですけど、いわゆる当然ここには家族、子供から老人までいるわけで、この中で男女の対策というか、それも女性の方の例えば着がえなり何なりといったようなそういうスペースを設けるとか、確かにそういうのは必ず長くなってくると、それは3日でも4日でも必ずそういうことは出てくるということになるんですが、例えば船岡生涯学習センターのスペースでいくと足りなくて隣の小学校の体育館も使ったというふうになると、こういったところの対策というのは今のところ地域防災計画にもそこまで細かくは載っていないんですけども、これが自主防災組織に例えば任せるといったようなことになった場合、この辺はどういうふうに対処していくようになるのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 男女関係の着がえとか、例えばあと小さな赤ちゃんを持った授乳の機会ですね。そういったときに、やはり今回も沿岸部の市町村でも大分そういった形でプライバシーといいますか、囲いの部分が必要だということで大分話題になりました。今回集会所についてはある程度、自主防災組織で開いていただくところについてはある程度部屋が区切られていて、そういった面ではそういうことには多少対応できるのかなと思いますけれども、体

育館関係、やはり大きいところに、そういったただ広いところになるとやはりまずいということで、実は各指定避難所には9月にテントを各5個ずつ配置してございました。当分の間はそういった形で対応できるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 当然避難所に行くとなると出てくるということは、食事とそれからトイレですね。これはまず一番困ってくるというふうなことの代表。今回、仮設トイレも設けたわけですが、去年ですか、井戸の調査をしたというのは。この井戸の調査なんですが、今回調査して、町では個人の要するに井戸の数というのは把握していると思うんですが、今回、井戸の活用といた面ではどういうふうな活用をされたのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 井戸については町内42カ所にございます。これはこちらで把握している分についてなんですが、それについては、大河原の保健所によってちょうど22年の1月から2月にかけて無料で検査していただくということで、その42カ所を、それ以外にほかにはあるんですけれども、検査は不要だというような形もありまして、42カ所検査してございます。そのうち17カ所が飲料に適するというようなお答えをいただいております。

それで前にもちょっと触れたかと思えますけれども、そのうち9カ所については利用できました。それも電力が回復してからです。ですから、手こぎポンプとかそういったのが設置されてはいないので、結果的には通電されるまでは利用できなかったと。9カ所で使用できたんですけれども、その後、各戸に全部電話して聞いたんですけれども、やはり今回の地震で濁った、あとは水の出る量が減った、そういうお話をいただいております。なかなかそれを行政区内の皆さんにというのは無理なので近所の方に配ったということは聞いております。あとは、濁った水については一部トイレとかそういった形に利用したという方もおりました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういうことですね。私も井戸があるものですから、きのうも、水が、いわゆる堀にも水がないんじゃないかといったような質問が出まして、プールも使った、何も使ったといったことがありましたけれども、その中で、実はこの仮設トイレの流す水が不足しているといったことで、うちにも学習センターで、いや、井戸ありますかということから、ありますと言って、仮設トイレの流す水が実はないんだと、不足しているというよりもなくなっ

てきているので、井戸水くませてくださいと。当然濁っているというのは予想どおりというよりも、要は地面が揺れるわけですから、井戸にたまっている水も揺れるわけですね。そうなるとうちで底にたまっているヘドロが浮いてくるから濁ってくるというのは当然わかっていたんですが、大体今までの話でいくと、井戸あるからいいよねというのは大体の話だったんですが、でも、その中で、地面が揺れるんだから井戸水は必ず濁るんだという話はしてきました。実際、仮設トイレの流す水がなくて、うちからも五、六百リッターは持っていつているというよりも、どうぞ持っていつてくださいと、濁った水なので、それ全部空になって新しくわいてくればきれいになるかなということで、ところが、それでもやっぱり1週間以上はかかって、新しくわいた水もそれがきれいになるまでしばらくかかったんですけども、ただ、うちは雑菌が多くて飲用不適ということだったんですが、そういった意味で、やはり水はポンプがないと当然使えないんですけども、私も農家なので、くみ上げ用の田んぼで使うようなポンプがありますよね、あれを持っていつてくんで来たんですが、そういったことでは、避難所に今回も発電ということで発電機が導入されたわけですけども、このいわゆる避難所の電源確保といった意味では、今、確かに自主防災組織には発電機は配ってあるんですが、指定された避難所にその発電機の配置はあるんですか。それと、当然これ燃料で動きます。今回燃料ではかなり苦労されたというのは、もうこれ皆さん、次にしんどかったといった中には必ず燃料というふうに浮かんでくるくらいなんですけども、これが果たして消防法の関係もあつたりすると、発電機だけじゃなくて燃料のストックということでもある程度しなくちゃいけないということで、これができるかどうかということ、これをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 発電機については、今回自主防災組織の方に追加配備して2台ずつになります。あと、町の指定避難所の方には1台ずつ確保しているんですけども、今回新たにもう1台増設する予定であります。

それで、今回の燃料の方なんですけども、これについてはいろいろ自主防災組織の役員の方ともお話し合いして、地区懇談会を通じてですね、やはり燃料については劣化するという、灯油とかガソリンについて、あるいは保管の問題、プレハブの方に入れて携行缶に入れておくと、やはり暑くなって夏場あたりにはどうしても危険性が伴うということもありまして、各自主防災組織さんで、例えば農家やっている方とか、あとそういった形で何か事業をやっている

方とか、そういった方を中心に自主防災組織の中で役割分担としてそういった燃料補給の担当も決めながら対応してくださいということではお願いしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かに燃料は危険なものですから、例えば今言われたように、農家であれば農機具ということを持しているということから、軽油でもガソリンでも保管してあることはありますから、それは可能でしょうけれども、いわゆる農家がないところの地域ではそれが可能かどうかという問題は、当然これからその辺は考えていただくということでもいいんでしょうけれども、避難所なんですけど、今回の検証の中には、この避難所はこんないい状況というか、こういうことでもいいのかなというふうに思ったといった項目がありました。たしか2の3の船迫生涯学習センターでの反省点というか改善点というところで、これでいいんだろうかというふうに思いましたといったのがありましたが、いわゆる避難所の全町的に平均的にいかなないと、同じ町内でも避難所によって格差が出てきたらこれはやっぱり町民にとっては、後で聞くと、ええ、そんなことあったのかというふうな話になるだろうというふうに思うんです。そういう意味で、避難所の運営を格差なくというか、おら方はよかったよと、いや、おら方はひどかったというふうなことにならない避難所にするために、今後、避難所運営規則なりなんなりというものを決めていかなくちゃいけないだろうと。これについては、今自主防災組織に任せますということが前からあって、必ず出てくるのは、だから自主的にですからといったことになっているんですけれども、この自主防災組織で避難所運営規則といったようなものを定めている組織はありますか。お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所マニュアルというふうな形ではないんですが、それに近いものをつくっている土手内地区はそのように大分細かくつくっていると。住民の方の避難者で、もし有事の際はここの家は確認した方がいいとかそういった細々とした、あと誘導経路ですか、どこに集まってどういうふうに避難所の方に移るか、そういった細かい業務まで決めている区もございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういった意味では、格差ができないようにということでは町としてはどのように考えて、各地でというよりもやはり市なり町なりで運営規則、運用規則を決めてい

るところもあるんですが、そういうことを町としてやって、それからやっていくといったようなことはないんでしょうか。例えば飯能市というところでホームページに、日ごろからの災害に備えて地域の皆さんで話し合い、避難所生活のルール等を決め、あらかじめマニュアル化しておくことが必要になりますということで、このホームページの中に運営マニュアル作成の手引きというものがありますので、これを参考にどうぞマニュアルをつくりましょうというふうに呼びかけているところがあるんですが、そういったものをホームページでやるか自主防災組織にそれをやるかということは別としても、こういうことは必要だと思うんですが、つくる上で、つまり統一した形のものでないとやはり不満が出るんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。これをやっていくといった考えは今後の計画づくりの見直しの中であるかどうか、それをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所関係の今後の整備ということで、自主防災組織が立ち上がった時点で、町としてはその前に自主避難としてどういったことをやらなければならないかということで、規約をつくったり、あとは平時における避難における準備、非常時における避難のルートとかそういったものについてあらかじめパンフレットがございまして、それを配布して事前にこういったことが必要ですよということを周知しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 現在それをもとにつくったといったような報告というのは幾つぐらいの組織があるかというのは把握していますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 私も6月以降、自主防災の防災訓練の方に行っているんですけども、そういったマニュアル的なのをつくったのは、先ほどの土手内を初め、ちょっと把握しているのが四、五カ所だと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういった意味ではまだまだ足りない、当然そういう形になりますので、どうぞ自助、共助は、いわゆる自主防災組織はやる気になって実際やっていますので、町としても後押しといった形で、もうちょっとこういうふうなものもありますよみたいな、積極的に進めてほしいなというふうに思います。でないと、四、五カ所ぐらいありますといったような状

況では、残り全部がいつになったらできるのかみたいな話になるし、自主防災組織普及率100%ですと言っても中身がお粗末な話じゃ困るということになる。実際、不満というのは、不平等から来る不満というのはかなりご存じのようにありますので、こういうことがなくて、全町的に平均的に避難所はどここの避難所に行っても同じようだったというふうな形にしていだきたいなというふうに思います。

それで、今回この検証の中にあつた、避難所に目立つ看板を立ててほしいというのがたしかありました。以前私、この避難所がここからどっちの方面に何百メートルのところに避難所がありますよといった標識というか、例えば電柱なりに張られるような、それも子供の目線の高さで、そして夜でも見えるように夜光性の塗料を使ったものをというふうにしたしか私この議会で質問していますが、今回それと同じように、目立った看板が欲しかったといったことがありますが、これについて今後どのように考えていくかということをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 町の指定避難所については、避難場所については、黄色いポールでもって白い標示板に避難所を示す看板を設置しております。ただ、ご質問のように、目立つように、あるいはルートもわかるような形ですか、そういったことについてはまだ整備してございませんので、そういったことも今後検討していきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 当然避難するのは絶対町民だけじゃないということですよ。この柴田町に通学している、通勤している方も避難することは当然考えられると。そういったときに、あそこです、ここですと言われてもどういうふうに行ったらいいかわからないということが必ず出てくると思うので、指定避難所の範囲、500メートルの範囲とかなんとかって決めて、電柱なり何なりにそういう看板をやっぱりしていくことは必要だと思うので、この辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、町でも当然ありますが、自主防災組織でも出てきていますけれども、防災倉庫といたつたものをやはりこれは必要だろうと思つたんですが、これについて今当然ないところもあります。集会所に入れているというところの方がかえつて多いのかなというふうには思つたんですが、この集会所が例えば倒壊した何だということになると、中から取り出されなくて使えないということになるんですが、防災倉庫について、指導なり、それからバックアップするといったこ

とで、町としてその辺は考えているのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 防災備蓄用倉庫についてですが、これについては、以前からやはりこういった話もありましたけれども、もう既に倉庫を準備されている自主防災組織もあります。やはりその中で、全体にというどうしても、うちの方はもう二つあるからもう十分だとか、そういった話もございますので、その中身の部分で、防災用機材の方で町の方では支援していきたいと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ということは、いわゆる防災資材機材を入れる倉庫についてはやはり自前で調達してくださいといった考えというか、そういう体制ですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） そのとおりでございます。今までもそういう経過でお願いしておりました。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。先ほども出ました、きのうの答弁の中でもありましたがいわゆる緊急メールサービスというか、かつて福井県の勝山というところに常任委員会で行ったところもありますけれども、町も今度メールを始めたんですが、このメールについて反響といったことが何かありましたらお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

10月から町の広報紙に掲載しまして町民にPRをしました。その結果、まだ加入的には延べで1,000件です。今後、実は小中学校のPTAさんの方にも、今学校として独自に使っているものですから、町のシステムに合わせていただくように各学校にそれを説明しております。また、民生児童委員の皆さんにはすべて登録をしていただいたと、こういうような形で活用の幅を広げていっているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これは勝山でもかつてそうだったんですが、職員はほとんどこれに入って受けていますということですが、うちの場合はどうなんですか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 職員は、総務課の方からある程度強制的にもう既に登録はさせられております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） わかりました。これで今回は当然メールを使ったろうというふうに思うんですが、通じたというか、通じなかったといった意味では、携帯メール通じなかった時点の方が長かったのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。要するにこういった災害時、広報みたいな紙で実際避難所なり各家庭に配りましたよね。それと同じようにメールを使ってこれをやったのかどうかということですか。
- 議長（我妻弘国君） まちづくり政策課長、どうぞ。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回の震災においてはそのシステムがまだありませんでしたので、稼働はしていませんでした。あくまでも広報という形での紙ベースでのお知らせが主でした。10月以降は配信メールというようなところで、いろいろな情報は出しております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） やはりこれは、このメールサービスというか、メールをやっぱりそういうところにも使えるようにしていかないと、町の行事がこうですよ、何がありましたよといったようなことだけでは、当然そういうふうなつもりはないと思うんですが、やはりこういう緊急災害時、緊急事態ですね、そういったときにはこのメールを使って知らせるということも当然あると思うので、その辺がどうなのかなということなんですけれども。その勝山では、いわゆる熊の出没についてまでお知らせしているというのが緊急メールサービスでやっている。だから、そういうふうな形まで持っていかないともったいないのかなというふうに思うんですよ。そういうところなんですけど、それでメールについては、もしそういう予定としてそういうのがあるのかどうかということで、あれば。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 町の方では、イベント観光も当然なんですけど、災害防犯情報、あと防犯交通情報、休日当番医情報、子育て情報というようなこと、あと社会福祉協議会のボランティア情報、こういうようなもので複合的にいろいろと課題があるところについてはふやして、ある程度の配信、情報を出していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） メールについては、時間もあれなので、またこの次に。

それで、今回、水ということでは、震災後に300リッターのタンクを配ったんですが、例えば役場庁舎とかそういったところにタンク、これ知っている方はいると思うんですが、岩沼の市役所の玄関前にタンクありますよね。あれは40トン、1日1人当たり3リッターとして4,000人分の飲料水3日分に相当する量があのでタンクに入れられるということなんです。これは、うちの町はそんなに遠くまでは行かなくてもいいということなんです、ああいったタンク、5年ぐらいは何か水を入れたらそのまま間に合うということなんだそうです。岩沼では水道給水50周年を記念してこのタンクを入れたんですね。町としてこういったようなタンクを役場庁舎の中にでも備えるような計画があるかとか、そういうことはどのように考えているかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 災害時の緊急的な水といいますと、先ほど言われましたように1人3リッターというふうな形で準備をするわけですが、柴田町ではタンクが山田沢とあと船迫にありまして、それぞれ5,000トンそれから7,600トンというふうなことで十分な量は持っているわけです。さらに今回給水タンクというふうな形で準備をしておりますので、それらで間に合うというふうに考えております。

水というのはやっぱり滅菌をしないとどうしても飲む水には適さないというふうな形になりますので、数日間も滅菌しないでただためておくというふうな形では、水というのはやっぱりもたないのかなというふうには思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） このタンクは常時紫外線殺菌灯があつてということで、いわゆる太陽光を使ってこの辺もやっていると。実際使うときには塩素剤などを入れてフィルターを通すんだということなのでその辺は心配ないんですけど、こういったこともやっているということで、この辺はできれば町中の役場の一等地に、うちの町ではこれだけ水ありますよみたいなのは、これはやっぱり安心できるかなというふうには思います。その辺もできればということで。

それで、もう時間ですけども、地域計画については、私もその中に入っていますが、これをつくって何が変わるんだといったことと、それと結局町にお願いすることになるんじゃない

かといったような反応が結構あるんですが、これについて今のところどういうふうな状況になっているかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 私の方も今回震災に伴いまして少し行動的に遅かったんですが、今のところ約10の行政区の方と個別的な説明はもう既に行っております。今後、やはり42の行政区がありますので、年が明けましたら今度は中学校単位、もしくは小学校学区単位の行政区長さんと個別的なブロック的なところで説明会をして、実際的には24年度には全域である程度の理解を進めていただくような形で集中的にお話をしていきたいというふうには考えております。

特に地域の課題ということで、いろいろとやはり地域性が出てきております。その部分についてやはり皆さんでお話し合いをすると、認識を確認し合うと、こういうようなことのスタンスから入っていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 当然それは地区でもわかっているというか、そうなんです、じゃあ何をどういうふうにしたらといったところまでがやっぱりわからないということが多いため、これをいかに説明していくか。私の区でも今度やりますけれども、各種団体から二、三人ずつ寄ってもらって話しようかというふうになっています。実際、本当にこれやってどうなるんだというのがあるので、私は私の経験とか何かから、こういうふうにして洗い出していくことが大事なんだよというふうに言っています。そういった意味では、今後もやはり地道にというか、本当に長い目でやっていかないとなかなか理解されないと、進めないというふうに思いますので、こまめにこれは説明をしていただきたいと思います。

やはり新しい地区だからできるんだというふうに思っている人もいるし、古い地区だからかえってできるんだというふうに思っている人もいるということで、これについてはこれから課としても大変だと思うんですが、ぜひ進めていくように、説明会を実施していくようにということで、私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時35分再開いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番大坂三男君、直ちに質問席において質問してください。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男です。大綱2問質問いたします。

1 問目、**雇用対策事業の今後の取り組みは。**

平成20年度以降の急激な雇用情勢の悪化を受け、国は雇用の受け皿の確保と就業の機会の創出を図る必要に迫られ、平成20年度第2次補正予算を皮切りに次年度以降の予算で積み増しを図りながら、各種の地域雇用対策が実施されてきました。

主な事業として「ふるさと雇用再生特別交付金事業」「緊急雇用創出事業」「重点分野雇用創出事業」「地域人材育成事業」等が実施されていますが、それぞれの事業において対象期間に違いもあり、当初の予定では23年度で終了するものもある一方で、東日本大震災の被災者の雇用を創出するために新たな取り組みも実施されるとの情報もあります。

本事業の柴田町での実施状況と今後の取り組みについて伺います。

- 1) 各事業の実施状況は。
- 2) 各事業の実施期間は。
- 3) 雇用創出事業が終了することで町事業や町民サービスが後退するおそれはないか。
- 4) 子育てサポート事業や学習支援事業は継続していかなければならないと思うが、どうするのか。
- 5) 今後、住民の雇用情勢の安定や雇用機会の拡大のために、町はどのような方策を考えているのか。

2 問目、**宮城県内図書館検索システムに町図書館の接続を。**

図書館サービスの一つに、インターネット環境下で県内の公立図書館の蔵書を図書館外で検索できるサービスがあります。

個人が図書館で本を借りようとしたときに、借りたい本が図書館にあるかどうかを図書館まで足を運ばなくても調べることができる。家庭や職場などでインターネット接続のパソコンがあればどこでもいつでも調べることができる仕組みであります。県の図書館や他の自治体の図

書館に本があるかどうかもわかるし、検索と同時に予約もできる仕組みのものもあります。図書館に行かないと本のあるなしがわからないというのでは、忙しい人にとっては図書館の利用価値も半減し、興味もわかないということにならないか。

このシステムは一般的にWeb蔵書検索サービスとかOPACシステムなどと呼ばれ方をしているものだが、宮城県においては「宮城県図書館情報ネットワークシステム」として県内の多くの公立図書館が接続されております。県内で未接続なのは柴田町図書館と丸森町立金山図書館だけと聞いております。

柴田町図書館は開館1年半を経過し、その間東日本大震災による長期休館もありましたが、徐々に公立図書館としての役割を果たし始めています。その原動力として職員の努力と図書館サポート委員会やボランティアの方々の熱心なサポートが支えとなっており、大変評価するところであります。

ただし、残念なことに利用者数や登録者数を見るとまだ少ない状態が続いており、今後さらにふやす努力をしなければなりません。

柴田町図書館の運営方針では「住民が利用しやすい図書館運営を行うことにより、地域のコミュニティ活動を支援し、住民の生涯学習を支える図書館を目指す」とうたわれ、また重点目標の一つが「利用者サービス」の充実となっております。

開館後、日が浅いことや小規模図書館で蔵書数が少ないことなどが柴田町図書館への住民の認知度が低い要因になっているとは思いますが、この「検索システム」に柴田町図書館も加わることで利便性が向上し、利用者の増加の一助になると考え、「検索システム」への接続の実現を強く要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、町長。2点目、教育長。町長お願いします。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員の大綱2点ありました、私は雇用関係の方を5点申し上げます。

第1点目、各事業の実施状況ですが、国の緊急経済対策の一環としての雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業を平成21年度から実施しています。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業ですが、実施事業数及び合計金額は、15事業、事業額が1億2,040万5,441円、雇用創出人数が41人です。次に、緊急雇用事業ですが、実施事業数及び合計額は、39事業、事業額が1億1,507万4,324円、雇用創出人数が174人でございます。重

点分野雇用創出事業と地域人材育成事業は平成22年から実施しており、重点分野雇用創出事業の実施事業数及び合計額は、11事業、事業額が6,623万9,488円、雇用創出人数は21人です。地域人材育成事業ですが、実施事業数及び合計額が、6事業、事業額が4,446万1,933円、雇用創出人数が13人です。また平成23年度からは、さきの東日本大震災の影響でさらに厳しさを増した雇用失業情勢に対応し、被災された方々の雇用、就業機会を創出するために新たに創設された震災対応事業を活用し、その実施状況は、10事業、事業額が6,780万1,000円、新たな雇用創出人数は62人となっております。

各事業の期間ですが、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業については、平成21年度から平成23年度までとなっております。今年度が最終実施年度となります。重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業については、平成22年度、23年度の実施期間となっております、これらも今年度が最終実施年度となっております。また、平成23年度から実施している震災対応事業については、平成24年度まで実施となります。

雇用創出事業が終了することでの町民サービスの後退の関係ですが、第2点目で雇用創出事業の実施期間について回答しましたとおり、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業については、平成23年度で終了いたします。平成24年度で継続される事業は震災対応事業であり、東日本大震災に係る町民サービスを中心として生活再建支援事業や放射線数値測定業務など、平成24年度も継続して実施します。国のふるさと雇用再生特別基金事業等が終了する平成24年度からは町の単独事業での実施となりますので、継続で実施するための職員数の確保や国庫補助事業と同水準での予算措置には限度があることは事実であります。このことから、これまで実施してきた事業の規模や事業内容を精査するとともに、継続性が必要と見込まれる事業については重点的な予算配分を行うとともに適正な職員配置を行います。それでもなお人員面で不足が生じる場合は臨時職員を配置し、町民サービスの低下を招くところのないように努めてまいります。

4点目、子育てサポート事業、教育関係事業の関係ですが、子育てを行う保護者の支援事業と位置づけ、子育てサポート支援事業を平成21年度から23年度までの3カ年事業でふるさと雇用再生特別基金事業を活用して実施しております。ふるさと雇用再生特別基金事業は3カ年の期限政策で、その3年間で実施主体の自主運営につなげるよう支援する委託事業で、当初から3年間の委託契約でNPO法人しばた子育て支援ゆるりと締結いたしました。委託の内容は、地域子育て支援事業、親子ふれあい広場の開設、子育て支援マップしばたの作成、子育て支援情報誌の発行の3事業で、事業費が3年間で1,089万円となります。今後は子育てサポー

ト支援事業の内容を精査し、好評な事業については継続し、支援してまいります。

教育委員会では、平成21年度から緊急雇用創出事業を活用して校務支援員を各小中学校に1名、計9名を配置し、学校の環境整備や学習支援、図書室整備、給食配膳など学校運営の支援を行ってまいりました。しかし、平成23年度で国の補助事業が終了することから、平成24年度も別な事業を活用し何人かでも継続できないか検討中でございます。なお、発達障害を持つ児童生徒等に対し学校生活上の介助や、学習活動の支援を行う特別支援教育支援員や学校事務全般の補助を行う学校事務補助員の配置については、強化を図っていきたいと考えております。

5点目、今後、住民の雇用情勢の安定や雇用機会の拡大のためにどのような方策を考えているかということですが、雇用機会の拡大のために町としては、震災住宅改修事業を町独自に創設し、柴田町建設職組合を中心とした建設業や中小企業への受注機会の拡大に努めるとともに、震災復興に係る公共事業の拡大による雇用の確保と拡大、さらに、中小企業や商店街に対して資金融資の円滑化を図るために無利子となる利子補給制度を創設することで支援しながら、雇用の下支え策を図っているところでございます。さらに24年度の継続事業として、震災対応事業を活用し、被災された失業者に対する雇用、就業機会を創出するための11事業、1億804万5,000円の事業規模で、新たな雇用者数として51人の雇用を予定しております。

また、雇用の拡大につながる明るい動きとして船岡工業団地内に新たにリサイクル企業の進出が決定しております。平成24年5月の本格操業開始に向け現在準備を進めている段階で、事業所での採用は約15人程度を検討しているとの情報をいただいております。町としても引き続き柴田町工場等連絡協議会と連携を図り、既存の工業団地や工場適地内での活用可能な工場用地や未利用地の情報提供に努め企業誘致に取り組むとともに、地元企業の育成を図りながら、雇用機会の拡大に努めてまいります。

さらに、仙南地域職業訓練センターにおいては、離職者を対象とした再就職に向けた知識・技能習得をするコースを開講しております。平成23年11月末現在で146人の受講者に対し31人が再就職いたしました。本町関係では21人の受講者に対し4人の再就職が決定しており、雇用対策の一役を担っていただいております。

雇用対策は町単独で問題が解決できるものではなく、引き続き国、県の動向を注視し、ハローワーク、工場等連絡協議会等、商工会等と連携を強化しながら情報の共有化を図り、住民の情報提供と支援を進め、雇用機会の拡大に努めてまいります。

○議長（我妻弘国君） 2点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、宮城県内図書館検索システムに町図書館の接続をについてお答えをいたします。

待望の柴田町図書館が開館しましてから1年半が経過しました。この間、柴田町の図書館の来館者は約5万9,330人になります。オープン時から11月末の貸出冊数は12万2,151冊、貸出人数は5万5,458人、利用カード登録者は3,962人となっております。

議員ご質問の図書館検索システムですが、町の図書館における蔵書検索方法は、図書館内に設置している図書検索端末で館内OPAC、オンライン蔵書目録の操作で検索する以外に方法はありません。そこで、図書館では、インターネットを中心とする新しい情報技術に対応した図書館とするために、現在使用中の図書館管理システムにWeb上で図書の検索を可能にするWebOPACを追加導入し、家庭のインターネットから柴田町図書館の蔵書検索ができるようにしたいと考えております。このことにより図書館図書を家庭にしながら検索することができるようになりますので、広く図書情報を発信することが可能になります。

また、図書館は相互貸借制度が確立しておりますので、利用者の方のリクエストに応じることができます。町の図書館に所蔵図書がなく、購入をしたくても書店に在庫がない場合でも、他館から借用して利用者に図書の提供をすることができます。その検索方法ですが、宮城県内図書館の横断検索システムを利用し、借りたい本を所蔵する図書館を探して蔵書を借り受け、利用者の方に提供しております。柴田町は現在、他館から一方的に図書を借りるだけの図書館でございます。WebOPACを追加導入することにより初めてほかの公共図書館のように相互に貸したり借ったりできる図書館になれるわけであります。

計画的にインターネットを活用した図書検索システムの導入を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 大坂三男君、再質問ありますか。許します。

○11番（大坂三男君） 各種雇用事業が3年間、来年3月で打ち切られるという話は前から聞いておまして、雇用情勢が依然として厳しいと、好転していない中でこの雇用対策が打ち切られることは非常に残念ですし、理解できない気持ちでいっぱいです。これは私に限らず、あるいは柴田町に限らず、どこでもそういう不満というのは出ていると思うんですが、こういうことに対して一体国は……、国といいますか、役所といいますか、どう思っているのか。震災対応は別としても次の策を考えているのかどうかということが非常に気になるんですが、その辺の情報を得てないかどうか、もしわかれば伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） この基金事業が終わった後の対策というふうなことで、実は、先ほど申し上げましたとおり地震対応枠が出てございます。これは23年度から始まったんですけれども、24年度も継続するというふうなことが一つと、その中に、実は、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出をするという新しい名称も出てまいりました。これは地震対応枠というふうなことで、実は、23年度国の1次補正予算でございますけれども、宮城県の方には800億円というふうな配分があると。その中の18億円については、ただいま申し上げました現役・団塊等々に振り分けると。大枠でいきますと、地震対応枠の中の一環というふうな方に県の方でとられています。地震対応枠の中で、こういう現役世代に振りかえられる事業については振りかえるというふうなことで、今県の方で調整中というふうなことでございます。この事業が地震対応枠というふうな形の中で変化をしてきているというふうな内容でございます。今のところはそういった情報をつかんでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 県の方からの詳細というのはまだ多分来ていないのかなと思うんですが、県に800億円ということだと結構多い金額になるんですが、それについては、余り被害の少なかったこういう内陸部には余り期待できないのかなというような予測もしますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 先ほど申し上げました800億円の中に、柴田町として、24年度分として先ほど町長が答弁されました1億等々の金額を要望してございます。その中に含まれてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） この3年間の中で緊急雇用関係あるいはふるさと雇用関係で職を得て、緊急雇用は特に次の職を探すまでのつなぎといいますか、生活費の糧という性格もあったと思うんですが、それで期限が切れて雇用が終了した後、そういう方々は今どうしているのか、再就職ができていのかどうかはまず心配になるんですが、その辺の情報はつかんでおられますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） ふるさと雇用なり緊急雇用なりというふうなことでいろいろ性格がありまして、雇用が切れた後どうするかというふうなことなんですけれども、当方の部分については、そこまで追跡調査がちょっとなかなかできかねているような状況でございます。

実は、先ほど申し上げましたけれども、職業訓練センターの関係があるんですけれども、いろいろな受講が改正されてございます。そこの中の情報をお聞きしたところ、講座に応じて再就職をされているというふうな率が出てございますけれども、ほとんどが正規雇用者としての雇用よりも非正規としての雇用の方が何か多いようなケースだというふうなことで、そういったことはちょっとつかませていただいているような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ちょっと実際の事業の中で、町事業として考えた場合にもどうなっていくのかなということなんですけれども、ふるさと雇用再生特別基金の事業の方ですね。これちょっと二つ、三つお伺いしますけれども、暫定図書館整備事業というのはもう完全に終了したと、目的が達成したというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） ふるさと雇用再生特別基金事業でございますけれども、これらの性格につきましては、町側の直接雇用ではなくて民間を活用して雇用していただくというふうな性格でございます。あくまで委託事業として民間の方で雇っていただいて、その後継続していただけるというふうな事業の目的で始まってございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ちょっと今個別のことを伺ったんですが、暫定図書館整備事業については民間活用ということなんですが、町の事業として、仕事としてとらえたときに、どんな仕事をして、目的が達成できたのか。内容的なものをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 図書館の暫定図書館整備事業というふうなことで、これも3年間続けてきた事業でございます。図書館の当然整理等々、それからデータ、そういったものを整備をしながら進めてこられたというふうなことで、図書館もオープンをしたということで、当方の方とすればある一定の目的は達せられたんじゃないかというふうに思っています。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） あと、里山ハイキングコース設定業務委託というのがありますが、これはもう23年度でこのコース設定はすべて完了すると。あるいは、まだ少しやりたいことが残っているので町の費用で24年度以降はもっとやる部分があるんだというふうなことなのか、その辺お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 里山ハイキングコース設定につきましては、仙南中央森林組合の方に委託しまして雇用していただいて進めてきたということでございます。来年度以降も、すべてことしまでコース案内板を設置しているわけですが、来年で途切れるものですから、別な重点分野創出事業でも、今中央森林組合の方に林道等の伐採なり、通路の葉っぱが落ちた側溝の泥上げというようなことで委託しているわけですが、来年度も継続して委託しまして、そこにあわせて、残っているハイキングコースの看板設置とかをそちらの方で継続してやれるように商工観光課と今詰めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それと、金額的に大きいのは観光物産振興事業の委託がございまして。これは観光物産協会の方への委託ということなんだと思いますが、これについては金額も大きいですし、実際は職員ですね。事務局長とか、事務員とか、あるいは嘱託も含めての雇用なんです。これは24年度以降どうなるのかなということをおっしゃっているんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） お答え申し上げます。

観光物産協会の方に21年度から3カ年というふうなことで、ふるさと雇用を活用してお願いしてございました。今年度で最終年というふうなことで、事業の展開、それから事業を展開するための当然人件費の積算というふうなことも入ってございまして、今年度はこれまでの物産協会の取り組みを考えれば今年度で一定の終了をするというふうなことで、実は、先般来、12月6日だったと思いますけれども、理事会がございまして、その旨のところも申し上げて、じゃあ新年度から独立といいますか、事業展開を図るというふうなことで確認をさせていただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それで今後、財政的に観光物産協会が運営していけるのかどうか。聞いたところによると、今年度は震災の避難者を受け入れたということでかなりの収入があったというふうな話は伺っておりますが、それは別としても、今後、財政的に運営が何年間にわたって可能だというふうに判断しておられるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 21年の11月から物産協会は設立をされまして進めてござい

す。当然ふるさと雇用というふうなものが3カ年で打ち切りになるということを承知いただいて事業展開を図ってきてございます。極力事業を図りつつ多くの誘客を図りながら収益を上げてくるということで、今年度は、今議員さんご指摘になられましたけれども、震災の影響で一番大きなさくらまつりが自粛になったということで、そのほかの売り上げはちょっと期待できなかったんですけれども、かわりに当然物産交流館というふうなことで5月28日オープンだったんですけれども、それ以降いろいろなイベント等々を組みながら何とか頑張っているというふうな状況で、来年度の部分につきましては、今後調整をして、当然交流館の指定管理料というふうなものの算定もございますので、それらを今後整理をさせていただいて調整をしていきたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それでは、子育てサポート事業それから学習支援事業の継続について質問しておりますけれども、子育てサポート事業については今後内容を精査してどうするかということを検討していくというご答弁でした。子育て支援事業、今NPO法人に委託して実施している事業について、どのような評価をしておられるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

21年度から23年度の3カ年で委託している内容なんですが、評価と申しましてはまず一つは、親子ふれあい広場ということでの試行開設と検証をしていただくということで、利用者数も先ほど町長の答弁にもございましたように、22年度におきましては40回の延べ1,535人ということでございます。これの継続につきましては、やはりご利用される方もいらっしゃるのかなど。あと、町の方で子育て支援センターでそれぞれ開設している広場がございますので、そちらとの内容もあわせて検討して今後の実施について立証していかなくちゃいけないなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 評価という意味で伺ったんですが、町でやっている、あれは社協でやっていることと同じようなこともやっているという中で、今NPO法人が新栄の集会所でやっている部分がありますよね。私も社協でやっている、福祉センターでやっているものとか、あと子育て支援センターでやっているものとか、それなりにちょっといろいろ見にもいたりお話を伺ったりもしています。

ただ、一つ地域的なものがあるのかなと思います。船岡地区、川からこっちでやっている

のがなくて、このNPO法人が新栄の集会所でやっているものについては結構人が来ていると。非常に特に1歳児、2歳児、3歳児あたりの人たちが、あるいはその親の方々も集まっていい雰囲気で行っているようでした。ああいうのはぜひ続けてほしいなと思いつつも、これは国の緊急雇用政策で行っているのもうこれが終わってしまうと。終わってしまえばあの事業がすばつとあそこでもうなくなってしまうということについて、どう考えておられるのか伺いたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 例えば委託契約で3カ年の内容で進めていただいているんですけれども、あそこでの事業、広場の事業自体は今開催していただいておりますNPO法人さんの事業というふうにとらえておりますので、そちらは続けていただけるのかどうかはNPO法人さんの方ともお話をしなくてはならないんですが、先ほどの評価というご質問については、やっぱり利用者がいるということはそれなりの評価というふうにしてうちの方でもとらえているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） NPO法人が一生懸命にやってくれているということに関連して、ちょっと別な観点から今後の町のあらゆる施策、特に今回は子育て支援関係の施策についてちょっと話を伺いたいと思うんですが、やはりこの子育て関係、子ども事業関係ですね。これは、柴田町にとっては幼児型児童館の廃止問題がありますね。それから大型児童館の建設計画もあると。それから国規模でいえば、子ども・子育て新システムへの移行ですか、それから小規模保育への支援強化とそういうような動きもあって、特に幼児型児童館の幼稚園化あるいは廃止の問題については、非常に親の人たちが心配しています。実は、二、三日も我が家にある方が訪ねてきて、そこのお孫さんがそういう今の幼児型児童館に通っていると。それが廃止になるんですよねと。廃止じゃなくて幼稚園化を考えているんですとは言うんですけれども、やはり廃止というのが一番心配しておりまして、どうなるんでしょうかと。今、町は一生懸命検討していますというようなことでご返事はしたんですが、その面も含めて、やはり町はこういう今言っているいろいろな状況の変化がありますから、早く今後の中長期的な子育て政策についてはっきり方向性をもう町民にお知らせするような時期に来ているんじゃないかなと。我々はもう常にそういう話に接していますからある程度わかっているんですが、手続とか手順とかステップが必要だなどというのはわかるんですけれども、やっぱり町民の方にとっては、どうなるんだろう、どうなるんだべって、それだけが心配だということになっていますので、早く方向

性をきちっと示してやらなくちゃならないということになると思うんです。

一方で、きのう、おとといのニュースでは、県は仙台空港を民営化すると、民間委託するという話もありますし、それから、今の消費税問題なんか提起されている中でやはり公務員の削減とか、あるいは議員の削減、それが先でしょうというような話もあったりして、やはり公務員あるいは町の職員もふやすことは不可能になっていくと思うんですね。どんどん減っていく方向の中で、やはりこういう子育て事業に限らず、きょうはそういう事業の話をしていますので、民間委託、指定管理者等も含めて考えていかななくちゃならないと思うんですが、その辺ちょっとどう考えておられるかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ありがとうございます。非常に重要な案件につきましてのご質問をいただきまして、ありがとうございます。

今ご質問にもございましたように、今柴田町では幼児保育型児童館の取り扱い、また大型の児童センター、そして放課後児童クラブの案件等を抱えております。その中で、今回民間の方に委託指定管理等も含めましてアウトソーシングというふうな方向につきましては、町が全体的に民間の活力を協力いただきましてそちらに移行していくというのは、もうこれまでも財政再建プランの中でも各議員さんのご指摘、ご指導もいただいてきておりますので、今後はそういうふうな中で、やはりアウトソーシングができるものについて、まだできないものであればどういうふうな形で移行していく方法があるのか等も含めまして考えていかなければならないというふうに考えているところです。

そういう中で、今ご質問いただいている事業につきましても、例えば放課後児童クラブでもそのような形でお受けいただける団体も探しながらもそういう検討も今させていただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そういう形で、今確かに子育て支援センターなんかに行っても同じような事業も確かにやっています。しかも結構利用者も多く来ているということなんですけれども、やはりいつまでもああいう部分も本当に行政だけでもやっていけるのかなということになったときに、やっぱり難しくなっていくと思うんです。したがって、今、たまたま課長の方が放課後児童クラブのアウトソーシング化も考えていかななくちゃならないという話もありましたが、今度その受け皿なんですよ。その受け皿としてどういう民間の活力というか、参加していただけるかというようなことになったときに、私は今回調査あるいは見学に行つて、今請け

負っているNPO法人なんかは結構しっかり頑張っているなど。特にNPOでも法人化してまして、法人化というのは、きちっと組織をつくって、そして事業計画とか、それから総会をやって収支決算をしてというような、きちっとした組織として活動しているわけですね。そういうところが町に幾つあるのかわかりませんが、やはりそういうのをどんどん誕生させてそして育成していくというのがこれからの町の一つの仕事かなと思うんですけども、ちょっと町長、その辺の私の考え方についてどのように考えられるかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでは行政がすべてのサービスを担ってきたという時代がございましたけれども、やはりこの世の中が複雑化しましたということが一つ、それから行政サービスを民間も担っていくという流れが出てきたというふうに思っております。そうした中で、今まででない公共サービスを担うのがNPOという第三セクター的な団体が誕生したわけですから、柴田町もこれ以上職員がふやせないというような状況であれば、やはり民間のそういうNPO、法人化を持っているところに委託できる内容は委託していかざるを得ないのではないかというふうに思っております。

いろいろな先進的な住民参加と協働によるまちづくりを進めているところ、そこは子供に関するそういうNPO法人が元気なところが意外と全体として元気だというようなことがございますので、やっぱり町が本来子供に関してやらなければならないのは、私の頭の中では保育とか、それから今ふえております児童虐待、それから子供に関して影響を与えるDVの問題、それから子供の貧困という問題も出てきました。そういうところに我々の職員がアシストしていくというふうにかざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

保育所も、残念であります。今の柴田町の体力では3分の1が臨時職員ということでございます。これを幼児型児童館を幼稚園化することによりまして、そちらを保育所の方に引き上げて、新たに出てくるそういう問題に対応していくというのが私はこれからのまちづくりの方向ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、子育てに関しては民間の幼稚園とかNPO、そちらの方に任せられるものは任せていくと。そういうところを育てられるような町にしていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 放課後児童クラブを民間に任せていきたいというような考え方も一つはあるということなんですけれども、ただ、やはりそれにはそれを担っていただけるだけの実力のあつた民間を育てていかなければならないというふうに思うんですが、その必要性につい

ては今町長が答弁いただきましたけれども、その辺の育成という観点から、町はそれを育成強化させていくためにどのような方法というか、町は何をやるべきかということについて、どのように考えておられるか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今、例として放課後児童クラブについてご質問いただきましたけれども、やはりそれは放課後児童クラブの運営形態もございます。というのは、夜の、夜間といいますか、7時まで今お預かりする。朝もなんですけれども、あと土曜日もあるというようなことになっていますので、そういう運営体系をご理解いただいておりますお引き受けできる組織ということがまず条件として必要なのかなと。それがすべて最初から、町の方としては当然アウトソーシング、委託という形にいくとなれば、当然それが完全にお受けいただける団体というのが望ましいのですけれども、そういう団体は、今問い合わせでは町外からの民間企業ではございません。そういうふうには受け手もあるんですが、今町長の答弁にもございましたように、町の中でのそういう組織の立ち上げというか、育成ということも合わせて考えればそちらも検討しなければならないかなというふうに思っておりますので、今具体的にどうこうということは申し上げられないのですが、これを今検討させていただいているというところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そういった意味で、特定の今請け負っているNPO法人を擁護するわけではありませんけれども、やはり今せつかく一生懸命やって成果を上げて利用者もふえていくという非常にいい状態になっているものを来年3月でやっぱりすばっと切るのは、そういった意味で非常にまずいことだと私は思います。ぜひこれについては事業規模等もよく検討していただいて、あと相手とよく相談をしながら、町の単費を使ってでもぜひ継続していく方向でお願いしたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、私も県のNPO法人のメンバーとして2年間県庁でこのNPO法人の育成に審議委員としてかかわらせていただきました。やっぱりNPO法人、いろいろなNPO法人がありますが、自立できるNPO法人というのはなかなか難しいのが現状でございます。それで、審議会の中でもNPO法人を育てるための県の役割というものを我々議論してきましたんですが、県としては、やっぱりお金の支援は当面続けなければならないということで、事業委託という格好での支援が一つございます。それから、県の施設が余っている場所がござい

ます。そういった場所を無償で提供するというような施策も考えていたようでございます。三つ目は、やっぱり人材の育成ということで、そのNPO法人の人材を育成するための指導者を派遣すると。それから経理ですね。NPO法人を運営するには経理がわからなきゃいけないというような支援もしているというようなこともございます。ですから、我々の方もNPO法人を育てられるある程度の、体力が違いますので、県と柴田町では体力が違いますけれども、できる範囲でこういうNPO法人が柴田町にどんどんできて、行政とNPOが両輪のごとく町民とかかわっていけるようなそういう町にしていけない限り、人件費がかさむ一方。要するに役場の仕事がどんどんふえてくるということなので、役場の仕事の中身でも民間と連携してやった方がより柔軟な発想ができる分は民間におろして行って、本来職員がやらなければならないのを対応していくと。そういうふうにして業務を平準化しながら、全体としてそういう活躍ができるように応援していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 次に、学習支援事業についてですけれども、今は校務支援員というんですか、用務員さんのことかなとも思います。ちょっとどのような、もともといた用務員さんの方々、それから今回の雇用事業で委託した用務員さんと、仕事の内容がどのようにふえたというか、どのようなことがやれるようになったのかというようなことでちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 緊急雇用で各小中学校に9名の校務支援員を配置してきたわけなんですけれども、校務支援の仕事の内容につきましては、学校の要望によってさまざまでございます。それで、例えば用務員的な環境整備の仕事をしていただきましたり、学習支援の仕事をしていただいたり、それから図書館の整備などもやっていただいております。それから給食の配膳、それから事務補助等もやっていただいたというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） その部分がもしなくなると、今震災対応でいろいろ学校も仕事もふえていると思うんですが、もし3月ですばっとなくなった場合にかなりの影響があるんじゃないかなと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 新たに震災対応関係の事業といたしまして県の方へ臨時職員関係の要望をいたしましたところ、県からは感触のよい回答をいただいております。学校の支援

につきましては継続して臨時職員の配置をしていきたいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうするとこの事業は終わるけれども、別な形で県から配置していただけるというふうな感触でとらえていいということでございますか。もう一回確認をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 県の方からは支援については前向きに検討していただいておりますので、この事業は、事業名は変わりますが、学校への臨時職員の配置については継続していくということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） もう一度お伺いしますが、それは震災対応ということではなくて、今の事業、学校のやりたいこと、今やっているようなことは続けられるというふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 震災対応事業での補助ということを考えておりますが、実際にやる内容についてはこれまでの同じような仕事をやっていただきたいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それから、きのうトッコンの跡地の話が同僚議員からありました。聞いていましたら、スポーツ・文化ゾーンの構想をきちっと立てたいという話もありましたが、その中で図書館はどうも順位がずっと後のように聞こえました。それにつけても、図書館を新たに規模拡大するにしても、今の図書館の活用、利用、もっと知名度も上げながら利用度を上げる必要があるのかなというふうに思います。そういった意味で今回検索システムについて提案申し上げたんですが、これについてもかなり具体的に検討していただいているようでございますので、ありがとうございますと言いたいところなんですけれども、質問の中にも入れませけれども、そのシステムの中にはネット上での予約も可能だというような話も聞いておるんですが、それについて、ちょっと検討なさったかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

ネット上で予約ということまでは今のところ考えておりません。あくまでも図書館に来てい

ただいて予約申請をしていただくと。あと、もしくはこれから考えられるのは、ネット上でうちの方のホームページの方に様式を入れておいて、それをファクスで書いていただいて図書館に送っていただければ対応するという形で何とかやっていけるのかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） お金さえかければネット上での予約は可能だというそのシステム、仕組み的にですね。それはそういうものがあるということは確認していただいているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） そういう様式等については、あるということは確認しております。ただし、今のところ、まず図書館に足を運んでもらってやっぱり利用を促進していきたいというところもありますし、やっぱり本人の確認もしなければなりませんので、その辺できるだけ利用者の数をふやしていく努力のためにできることはやっていきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 費用の制約等もあるので一気にインターネット予約なんて進んだことまではなかなかいけないと思います。いろいろ工夫して、ネット上でその予約用紙を印字してそれをファクスで図書館に送ることによって予約だけはできると。そしてあとは自分で足を運んで行って借りるというような方向は来年度からでもできると思いますので、ぜひその方向でやっていただければありがたいなと思います。

たまたまこれ参考までなんですけれども、互理町立図書館がインターネット予約開始ということで、きのうちょっと調べたらありました。本人確認云々とかでもありますけれども、これはきちっと登録をして、パスワードなんかも設定してその上でやるということなので、そういうセキュリティーの問題とか、本人かどうかの確認とか、なりすましとか、そういうことの対策もしてあるようでございますので、そういうシステムもあると。将来こういうのもぜひ導入していただければありがたいなと思います。ぜひ、そこまではいかないにしても、我々家庭で、この本、図書館にあるかなというようなことがあれば、私は柴田町図書館がまだできる前まではそういう利用の仕方だけしかしなかったもので、ぜひそれは間違いなく来年度から導入していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これにて11番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、17番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。2点質問いたします。

1点目、**放射能汚染から子供を守る対策を。**

福島第一原発事故から9カ月が過ぎ、放射能汚染から子供を守るための除染活動が福島県や宮城県ばかりではなく関東地方においても広がっています。子供たちの健康を心配する保護者や教育関係者、地域の方がみずから手で子供たちを守ろうと動き出しているのです。

町内においても11月13日に行われた船迫小学校での除染作業には50名の方が参加し、線量の高い場所の土や草の除去、側溝の泥上げ、屋上のコケや土の除去など力を合わせて取り組んだ結果、一番高かった中庭の一角が毎時0.45マイクロシーベルトから0.17マイクロシーベルトになるなど、すべての地点で線量を下げることができました。「子供たちに少しでも安心できる環境を」との保護者の思いがひしひしと伝わってきました。

厚生労働省は現在、食品に含まれる放射性物質の新たな基準値設定に向けた作業に取り組んでおり、成人より放射線の影響を受けやすい子供に配慮するとのことですが、どのような数値が出てくるのか気になるところです。

柴田町においては、学校給食の食材測定に導入された放射性物質測定器に住民の大きな関心が寄せられています。ケンベイミヤギによる給食米横流しが報道される中、調理前の食材の測定は必要不可欠です。今後の検査体制、基準値の設定、周知方法をどのようにお考えでしょうか。

食品などにより体内に取り込まれた放射性物質は、体外に排出されるまで放射線を出し続けることから、内部被曝は外部被曝より深刻な影響を与える可能性が高いと言われています。 α 線、 β 線は体内では影響が大きく、体内にある限り常時すべてのエネルギーを使い細胞を傷つけるため、体内に取り込んでしまうと防御できないのです。現在私たちは放射能汚染との出口の見えない長期戦を強いられていますが、その中で未来のある子供たちをいかに守っていくかが町としての最大の課題ではないでしょうか。

子供たちの内部・外部被曝を減らし、健康を守ることを願い、次の質問と提案を行います。

- 1) 町内の小中学校、保育所、幼稚園、児童館などで空間線量の高い場所を除染しているのはどこか。除染の内容や結果について教育委員会は報告を受けているのか。
- 2) 教育委員会では除染について指導や支援を行っているのか。
- 3) 町ホームページに各施設の除染結果を掲載すべきでは。

- 4) 空間線量の高い幼児施設や公園は、町が除染すべきではないか。
- 5) 町内で行った個人の積算線量の結果は。年間に換算するとどのくらいか。
- 6) 若い職員を中心に、放射能汚染から子供たちを守るためのプロジェクトチームを結成すべきでは。
- 7) 給食センターにおける食材の測定はどのような体制で行うのか。器械の性能上、下限値は何ベクレルまで測定可能なのか。
- 8) 食材に使用する数値の上限はどのように決めるのか。
- 9) 測定結果についての保護者への周知方法は。
- 10) 食育を進める上でも、免疫力アップのため発酵食品を使った料理の紹介をすべきでは。
- 11) 内部被曝から子供たちを守るために、内部被曝による影響や予防対策について、保護者の抱えている不安や疑問を真摯に受けとめ誠意を持って話していただける方を講師に招き講演会を開催すべきでは。

2点目、子ども読書活動の推進を。

広報しばた12月号の表紙を飾ったのは、町からプレゼントされた絵本を読む子供の笑顔と、絵本に見入る真剣なまなざしでした。実にほほ笑ましく、未来への希望とともに撮影者の子供に向ける視線の温かさをも感じました。

平成23年3月31日現在の「柴田町子ども読書活動5カ年計画に基づく取り組み状況報告」によれば、昨年5月に図書館がオープンしたこともあり、子ども読書活動推進事業全体の進捗率が平成21年度の52%から22年度は60%に伸びたとのこと。今後、図書館の果たす役割はますます大きくなることから、さらに充実した図書館サービスが望まれます。また、今回の小学1年生への絵本のプレゼントが、家庭や学校の読書活動推進の後押しになることを期待しています。

読書活動推進事業の進捗率60%をさらに向上させるよう、次のとおり提案いたします。

- 1) ブックスタート時に図書カードを作成し配布すること。
- 2) 町図書館と学校図書館の連携を図ること。
- 3) 小中学校において司書によるブックトークを導入すること。
- 4) 学校図書館支援員の研修は先進地で行うこと。
- 5) 学校図書館司書の計画的配置を進めること。
- 6) 保育所、幼稚園、児童館の絵本の充実を図り、貸し出しを積極的に進めること。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、町長。2点目、教育長。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の、私は、放射能関係11点ございました。順次お答えをいたします。

1点目、佐久間議員のご質問で答弁したとおり、町民環境課で実施している定点測定のほか、保育所、児童館等では子ども家庭課に配置した簡易放射線測定器1台で主に施設内の側溝や雨どいの集積ますなどを継続測定しています。教育委員会では文部科学省から簡易放射線測定器の貸与を受け、測定器を各小学校に1台ずつ配布して、それぞれの学校が独自の測定を行っております。その結果、周辺より比較的放射線量の高かった側溝の汚泥や除草後の草等については、ほとんどの学校で職員やPTAが主体となって除染作業を実施しております。また、除染の内容や結果については各学校から報告を受けています。

2点目、各学校から除染についての相談があった場合は、除染の方法などについて打ち合わせを行い、①長時間の作業にならないようにする。②マスク、手袋、長袖などを着用する。③作業後に手洗い、うがいをする。④靴の泥を落としてから屋内に入るなどの指導を行うとともに、都市建設課の協力をもらいながらトラックの貸出手続や車両センターへの汚泥等の搬入、調整、土のう袋の提供などの支援を行っております。

3点目、各学校の除染結果については、各学校の学校だより等を通じて随時保護者の皆さんにお知らせをしているところでございます。

4点目、平成23年11月1日に除染に関する市町村説明会が環境省主催で行われました。それによると、文部科学省の航空機モニタリング調査が目安とされています。その調査で毎時0.23マイクロシーベルト以上にある市町村は、角田市、丸森町、七ヶ宿町、山元町、白石市、仙台市、石巻市、大崎市、加美町、気仙沼市、栗原市の11市町村でございました。今回の特別措置法に基づき、環境省の協議を経て汚染重点地域に指定され国が財政支援する除染計画を策定していくことになります。実際に宮城県内の自治体で指定要望した自治体は10市町村でございました。今回、柴田町は文部科学省の航空機モニタリング調査では毎時0.23マイクロシーベルト以下であり、要件を満たさなかったため、要望ができませんでした。今後、要件が緩和されれば基準に従って申請をしてまいります。

5点目、積算線量計については、小中学校の町内在住の先生等に児童生徒と同じ環境で携帯してもらい1週間の積算線量を測定しております。その結果、1週間の積算線量は、最高で19マイクロシーベルト、最低で10マイクロシーベルトとなり、5回調査した平均では約14.6マイ

クロシーベルトとなっています。この数値を1年間に換算した場合、約700マイクロシーベルト、つまり0.7ミリシーベルトで、国の目標値年間1ミリシーベルトを下回る結果となっています。

6点目、柴田町においては文部科学省が示している航空機モニタリング調査での0.23マイクロシーベルトは下回っており、汚染重点地域には入っておりません。放射線が高い市町村にあっては専門の部署を設置して対処している市町村もございます。柴田町としては、1月1日付で町民環境課内に放射線に関する専従職員を配置して食材等の検査を実施する体制を整える予定であります。また、従来実施している定点等観測に加え、放射線に不安のある町民を対象に、限られた時間の中ではありますが、調整をし、随時測定を実施してまいります。

7点目、11月28日に消費者庁からの貸与を受け給食センターに設置した測定器はフィンランド製で、ガンマ放射体ヨウ素131、セシウム134、セシウム137を検出することができる装置で、この機械の精度は下限値20ベクレルまでとなっています。また、1検体の測定に要する時間は約15分で、食材の準備や後片づけ等を含めると約30分で測定することが可能となります。

なお、測定の体制については6点目で述べたとおりです。

学校給食の食材の測定に当たっては、約85%が宮城県外の食材であり、各県で測定を行い暫定基準値を下回った食材が市場に流通していることや、県内の食材は週数回測定を行いほとんど放射性セシウムは検出されていないことから、新たな産地の食材や季節出始めの野菜等を中心に測定を実施していきたいと考えております。

8点目、これまで国の定める暫定基準値は、放射性セシウムで飲料水や牛乳、乳製品が1キロ200ベクレル、野菜類や肉、魚、穀類は1キロ当たり500ベクレルとなっていますので、柴田町といたしましてもこの厚生労働省で定めた基準に従って判断してまいりたいと考えております。

9点目、測定の結果については、給食だよりや学校だより等を通じて保護者の皆さんに公表してまいりたいと考えております。

10点目、発酵食品の代表的なものに、みそ、しょうゆ、こうじ、納豆、ヨーグルト、チーズなどが挙げられます。現代の食生活は放射能の影響ばかりではなく、その偏りにより栄養バランスが乱れ、そのために免疫に大切な栄養素が不足し免疫力低下を招いていることが多く見られます。免疫力を高めるためには、偏食せず栄養のバランスのよいできるだけ多くの種類の食品を定期的に楽しく食べることがとても重要となりますので、今後も町の各種乳幼児健診や相談事業の際に、食生活の基礎を形成する大事な時期のバランスのとれた食事について栄養指導

及び保健指導を行ってまいります。

また、発酵食品の料理の紹介については、1月号の広報しばたで発酵食品として塩こうじを使った食生活改善推進員のクッキングレシピを紹介する予定となっておりますが、今後とも機会を見て町民の皆様に紹介していきたいと考えております。

11点目、平成23年7月9日に槻木生涯学習センター大ホールにおいて「放射線と健康」という演題で、みやぎ県南中核病院放射線科部長赤井沢先生を講師に講演会を実施しております。来年度につきましても、県と連携して出前講座や講演会等を検討してまいります。

私の方は以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、「子ども読書活動の推進を」についての1点目、ブックスタート時に図書カードを作成し配布することについてお答えをいたします。

昨年5月に柴田町でも待望の図書館が開館しましたが、これにより柴田町子ども読書活動推進事業の進捗率が大きく伸びております。ブックスタート事業は平成16年度から実施しております。これは、4カ月児健康診断にあわせ、4カ月児を対象にブックスタートボランティアのご協力により本の読み聞かせをしながら絵本をプレゼントするものでございます。ブックスタートボランティアの方々には絵本の選定をいただいておりますので、大変感謝しております。4カ月児はこの事業で絵本に接し、絵本を見ることで表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身につけていくことができます。また、子供が生まれて間もないときから読書に親しむ環境づくりをすることは、子育て面からも大変よいこととされております。

現在、ブックスタート時には対象者に図書館利用申込書を配布しております。ブックスタート時に図書館カードを発行しますと、即図書館にその方が来られた場合、申込者の情報が図書館登録システムに入力されておきませんので貸し出しができない不都合が生じてまいります。したがって、ブックスタート時に図書館職員が同席をして、母子手帳等の身分証を確認しながら申込書を出された方の申請を受理して、後日図書利用カードをご自宅に郵送する方法も考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の図書館と学校図書館の連携を図ることについてお答えいたします。

図書館では平成22年度に住民生活に光をそそぐ交付金で4,633冊の図書を購入いたしました。そのうち1,134冊を学校アウトリーチ図書として、小学校6校と中学校3校に対しまして

平成23年9月から学期ごとに本の貸し出しサービスを行っております。

また、国のふるさと雇用再生特別交付金事業により、平成23年度は町内全小中学校の学校図書館の蔵書書籍情報を電子化し、町内一律の基準によるデータベース化を実施しております。情報ネットワーク化社会に対応した管理運営ができる学校図書館の整備も行っているところでございます。今後は年度ごとに購入する図書に装備等の整備、管理、支援が必要になってくることから、図書館では、より一層学校図書館と密に連携を図りたいと考えております。

3点目の小中学校において司書によるブックトークを導入することについてお答えをいたします。

平成23年7月から槻木小学校に学校図書館司書、臨時職員でございますが、配置しております。まだ図書館司書によるブックトークまでは至っていないのが現状でございます。来年度につきましては研修会などへの参加も新たに計画して、ブックトーク活動が実施できるように指導してまいります。また、町図書館司書との連携を図り、図書館事業としてブックトークが実施できないか検討してまいります。

4点目の学校図書館支援員の研修は先進地で行うことについてお答えします。

学校図書館の支援員としての図書ボランティアや読み聞かせボランティアの皆さんの研修につきましては、これまで実施しておりませんでした。しかし、ボランティアの皆さんから図書館をよりよくしたい、学びたいという思いが伝わってきておりますので、先進地の研修なども取り入れて学校図書館の充実を図ってまいりたいと考えております。

5点目の学校図書館司書の計画的配置を進めることについてお答えします。

平成23年度から学校図書館司書を1名採用し、町図書館で3カ月間の研修を行い、7月から槻木小学校の図書館に配置しております。槻木小学校での主な業務は、新刊本の紹介や推薦本の展示、そして各教室を巡回しての読み聞かせ、図書館運営等を行っております。学校からは、学校図書館司書の配置により、図書館が楽しい、入りたくなるような雰囲気になった、本の貸し出しがふえたなど、読書活動の充実推進に大いに役立っているとの評価を得ております。

また、学校図書館の業務につきましては、本来司書教諭の仕事であることから、1月31日に大河原町で開催予定の宮城県南サミットで、滝口町長から宮城県知事に対して司書教諭の学校への加配について要望したいと考えておられるということでございます。

次に、6点目の保育所、幼稚園、児童館の絵本の充実を図り、貸し出しを積極的に進めることについてお答えをいたします。

このことについては、柴田町子ども読書活動推進計画の保育所、幼稚園、児童館等における読書活動の推進の中でも、子供や保護者に対しての絵本の積極的な貸し出しの推進、それから各施設での図書予算の充実と蔵書の増加を掲げているところでございます。柴田町図書館には団体貸しの制度があります。団体登録している保育所、幼稚園、児童館には1カ月100冊まで貸し出しをすることができます。現在も貸し出しをしております。今後も良書を選書し、蔵書の充実を図り、図書館から保育所、幼稚園、児童館へ積極的な貸し出しを実施してまいりたいと考えております。

保育所、児童館での子供の読書活動への取り組みですが、各施設では、子供たちが本と出会い絵本が好きになる大切な時期との考え方からそれぞれ絵本コーナーを設置し、子供たちが絵本を自由に見ることができるよう配慮した環境づくりを行っております。お薦めの絵本や新しい絵本などを紹介する絵本だよりを発行し、絵本の貸し出しも定期的に行い、家庭の中で親子一緒に読書に親しむ機会の推進に取り組んでおります。

また、子供たちが図書館に親しみ本に興味と関心を持つように、児童の遠足コースの中に町図書館の見学も取り入れております。絵本の充実については限られた予算ではありますが、蔵書の充実を図っているところでございます。

第一幼稚園では平成22年度から絵本コーナーを遊戯室の南側に設置し、ゆっくり絵本が選べる環境を整えました。また、絵本は表紙を表にした園児の高さで展示し、関心を持ってもらえるような工夫もしております。特に、担任が絵本コーナーの絵本を読み聞かせすることによって絵本コーナーへの関心は今高まっているようでございます。絵本コーナーでは週1回家庭への貸し出しを行っていますが、園庭より親子で入室しやすい環境を整え、絵本を借りる親子が大変多くなりました。持ち帰るための絵本袋を準備したり、家庭で繰り返し絵本を見られるように貸し出しを週末に設定したり、積極的な絵本の貸し出しを進めておるところでございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

13時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き17番白内恵美子さんの一般質問を続けます。

白内恵美子さん、再質問ありますか。許します。

○17番（白内恵美子君） 柴田町の放射線量モニタリング結果11月を見ると、国が除染の目安としている毎時0.23マイクロシーベルトを超えているところが多数見られます。どこどこでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 国が今除染の目安としている航空機モニタリングの結果では毎時0.23マイクロシーベルトということで、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、国の測定では0.23マイクロシーベルト以下というのが柴田町の状況です。ただし、今お話がありましたとおり、町の測定データで毎時0.23を超えるというものにつきましては、例えばの例でございますが、学校である場合、例えば第一幼稚園、これ11月30日のデータですけれども50センチ高で毎時0.25マイクロシーベルト。あと保育所関係ですと、西住児童館が毎時0.24マイクロシーベルトのような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 私の方から申し上げます。モニタリング結果では、並松運動場、改善センター運動場、柴田小学校、西住小学校、東船岡小学校、第一幼稚園、船岡保育所、西船迫保育所、三名生児童館、西住児童館、船迫児童館、並松公園、剣崎公園、下名生児童遊園、これがホームページで公開しているモニタリング結果です。今、課長は航空機モニタリングとおっしゃいましたけれども、航空機モニタリングはこんな地域限定ではかっているわけではありませんので、国は0.23マイクロシーベルトを除染の目安としています。そうすると、今私が申し上げたところが本来ならすべて除染の対象になるのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、国の除染の基準、これは先ほどもお話し申し上げましたとおり、航空機モニタリングの1メートルの空間放射線量が0.23マイクロシーベルト以上が除染の対象地域となるということでありまして、今回、今お話しました内容については、確かに50センチ高のところ、または1メートルのところ、今議員がお話しありましたとおり0.23を超えているところがありますけれども、国の基準ではあくまでも航空機モニタリングの第一次的には今回の除染の重点地域の指定につきましては、航空機モニタリングの毎時0.23マイクロシーベルトを基準にするということで、該当市町村が公表されまして、今回1月の指定に向けてそれぞれ申請を上げているというのが実情でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 除染特別地域汚染重点調査地域の指定要件等の要素を見ますと、理由・考え方の2のところに、文科省の航空機モニタリング調査による地表面から1メートルの空間線量率のデータ及び自治体等による地上での測定結果で十分な信頼性があると認められるもの、とあります。柴田町が今独自にはかってそして公表している数値というのは、十分な信頼性があるとは国からは認められていないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 現時点では、十分な信頼というお話がございますけれども、今、国が第一次的に除染の対象としている要件、これについては、先ほどもお話ししたとおり、航空機モニタリングの毎時0.23マイクロシーベルトというのが一つの基準にありますので、この基準でまず考えてきてくださいというのがこの前の説明会の中では出ておりました。また今後、特に放射線量が高くなったという場合については個別に対応できますので、その場合はまたご相談くださいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 課長、十分な信頼はないかという質問でございますけれども。答弁してください。

○町民環境課長（佐藤富男君） 十分な信頼かということになりますと、データの的には出ておりますけれども、それが除染の今回の重点地域の指定にすぐなるということではないということでもありますので、その旨は県の原子力安全対策課にも伝えてございます。事実的に50センチ、1メートル高で毎時0.23マイクロシーベルトを超えるポイントがありますと。これは県のホームページでも公開していますので、県の原子力安全対策課も十分わかっております。しかしながら、今回の基準からいきますと、第一次的には航空機モニタリングの毎時1メートルの0.23マイクロシーベルトを基準として今回は考えてくださいということでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 指定する地域の単位として市町村単位がまず第一なんですけど、ただし書きがありますよね。技術的、事務的に可能であれば町や字などの区域単位で指定することも可能とする。柴田町の場合、この結果を見れば地域的に高いところがあるのは明らかですよ。それでも認められないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 現時点では、先ほどもお話ししましたとおり、現時点の定義の中では対象となっていないというのが実情でございます。今後、放射線量が、その事実が、町

長が先ほど答弁申し上げたとおり毎時0.23マイクロシーベルトという国の基準がありますが、それらの基準が見直しされるということになれば当然町としても除染の対象地域としての申請をするものでありますし、また、ホットスポット的に高いということで県の方を通じまして国の方に相談をすることは今後とも可能であるということを知っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 先ほど10カ所が汚染重点地域に認められたという答弁だったんですが、10カ所とはどこでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（佐藤富男君） 国の方から毎時0.23マイクロシーベルト以上であるということで、今回11市町村ありました。そのうち、実際に汚染重点地域の指定の申請をした町村につきましては、石巻市、栗原市、白石市、角田市、岩沼市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町、山元町の10市町村です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 大河原町と柴田町の線量というのはほとんど同じくらいだと思うんですが、そんなに違いがあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 定点測定を見る限りは柴田町と大河原町についてはそんなに大きな差はないと思っております。ただし、今回、大河原町については実際は基準の0.23マイクロシーベルトを超えていないということではありますが、独自に認められるか認められないかわかりませんが申請をしたというのが事実でございます。そのような内容でございます。航空機モニタリング結果では0.23を超えておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） なぜこのような違いが出るのかなと思ったんですね。大河原は、申請してもだめかもしれないけれども、高いところもあるので申請したんだと思うんですね。南小学校なんかは結構高く出ているので。柴田でもそのくらい高いところ、同じようなところありますよね。柴田は最初から申請もしないであきらめていますよね。この放射能に対する考え方が子供を守るというところからもっと真剣に考えなければいけないのが弱いのかなというふうに私は思うんですね。

というのは、モニタリング結果を見れば明らかですが、子供の施設がもう本当に一番、船岡保育所、第一幼稚園なんか常に0.25マイクロシーベルトを超えるような状況です。それなの

に、国が除染の目安としている0.23を超えているのに独自に除染をしようとしめない。それから、国がせっかく手を差し伸べかけているときにすぐにあきらめてしまう。これは何なんでしょう。何か余り認めたくないという考えでもあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 大河原町と柴田町の違いは情報量の違いかなというふうに思っております。原子力安全対策課には、震災発生後、課長を通じよくよく連絡をとっております。今回の場合は1メートル以上の航空モニタリングというお話でしたので、それ以下のものについてはどうかと再三やり合いました。ですけれども、ほかの線量は50センチとか5センチとかではかっている、それを1メートルに直したときに0.23を超えるのであれば申請をお願いしますというような回答を原子力安全対策課の方からいただいております。ですので、私としては、今回は県がそう言うのであれば、次の段階としてとにかく0.23を下げてもらいたいというような状況、それから50センチですね、そういうのは認められないのかというお話を原子力安全対策課に、また別なルートでも間接的にお願いはしております。ですけれども、国の方としては、第一段階なので今回は1メートルの航空モニタリングを基準にしますと。そして、ほかの自治体で1メートルではかって0.23で出てくれば、その信頼できるデータであれば認めますということなので、あくまでも基準としては1メートルに換算してという原子力安全対策課の話だったので、今回は柴田町は該当しないということなので一たんは引き下がったということでございます。もし基準が柴田町に合うということになれば、当然手を挙げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 1メートルの空間線量が必要であれば、そういう測定の仕方もしなければよかったですよね。実際に0.25、0.26出ているところであれば、1メートルではかっても0.01ぐらいの差しか出ないのが、実際に役場等を見てもそうですから、そのくらいしか出ないと思うんですね。ですから、その準備が不足だったのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 実は、きのうの佐久間議員の質問にも答弁申し上げましたとおり、5月から柴田町を含めた県南地域が放射線量の測定を行っております。その後、7月11日以降、宮城県内すべて測定をするという方針が打ち出されました。その基準につきましてはきのうも申し上げましたけれども、定点等につきましては地上1メートル、あと50センチ、さらに、中学校については1メートル、保育所と児童館、幼稚園については50センチで統一的には

かって、そのデータを県のホームページ上に上げて公開しようという基準でやっていますので、その基準に従ってやっていることから、幼稚園、小学校につきましては50センチ高ということで県内統一した形ではかっているものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 国が当てにならないというのがはっきりしたので、子供たちの施設は50センチではかって、子供たちの身長に合わせれば本当にそれで十分だと思うんですが、国の除染の目安が0.23マイクロシーベルトであれば、町内の子供の施設で0.23マイクロシーベルトを超えているところはすべて除染すべきではないでしょうか。町単独で行う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 町長が先ほどご答弁申し上げましたとおり、国の除染の基準がありまして、それに柴田町も今度該当するとなれば町内全域を除染するというので、除染計画を立てて実施すると。その場合については、国の重点地域に入った場合については国からの補助金がいただけますので、そのような重点地域の指定ということが受けられるのであれば、そういう場合についてはすべて実施するようになるものと思われま。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） さっき私の最初の質問で重点地域にならないとおっしゃるので、国が当てにならないから町単独でやるべきではないですかというふうに質問したんですが、町長、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 0.23を超えると年間1ミリシーベルト、安全とされるのを超えると、ぎりぎりの線だということでございますので、それは1メートルで計算をされています。ですから、1ミリシーベルトを超えるような状態がもし出るのであれば当然やらなければならないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子供の施設で特に古い雨どいからかなり高い線量が測定されているんです。一番気になったのが船迫児童館です。北側の雨どいで11月7日に2.03マイクロシーベルト、12月7日にも2マイクロシーベルトを超える値が出ています。子供の施設がなぜか柴田町は高いんですね。そのほか先ほども言った第一幼稚園、船岡保育所、三名生児童館あたりはかなり高い値が出ています。この2マイクロシーベルトが子供の遊ぶ場所のすぐそばで測定さ

れるということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 国が今定めております年間1ミリシーベルトを目指すという観点から、確かに放射線量というのは限りなく低い値にあるべきだと思っております。今、文部科学省につきましては、先ほど環境省の基準で毎時0.23なんですけれども、文部科学省ではさらに毎時1マイクロシーベルト以上を超えるような場合については、国の方に連絡をとって、さらに内閣府の災害の支援チームというのがございます。環境省、文科省、内閣府、これらのチームでもって検討し、市町村、県と協力をしながら、そういう高い線量のところについて相談があった場合については対処するというのもう一つございますので、単純に、今、毎時2マイクロシーベルトとなりますと、当然0.23毎時マイクロシーベルトが年間1ミリシーベルトになりますので好ましい状態ではないと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 実際にこのくらい高い値が出ているのを課長は報告を受けているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今、個別の報告というよりは、全体的な測定の数値については町のホームページに上げておまして、当然町民環境課でやっていますので、各それぞれの学校とか保育所とかの各ポイントポイントについては各施設で測定しておりますので、全体的にそれらのデータについて情報を共有化して対策というところまでは現時点ではいっておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、月1回各子供の施設ではかっている測定結果が町として共有されていない。町長も、では、2マイクロシーベルトを超えているというのは、もしかしたらここで初めて聞いたのではないですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 子供たちのデータについてはすべて覚えておりませんが、保育所関係の放射線量と学校関係は私の方に届くようになっております。ですから、はかるところが5センチのところなのか、50センチなのか、1メートルによって、その放射線量の強度は大分違ってまいります。ですから、きのう佐久間議員にもありましたけれども、1メートルではかって計算すればおのずと比較はできるのかなと思いますが、5センチのところではかれば当然1メー

トルではかるよりも放射線量が高く出るのは当然だというふうに思っており、そのデータはいただいております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） では、2マイクロシーベルトを超えたところはすぐに除染したのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問されているところが児童館なりのご質問でございましたので、子ども家庭課の方でも回答させていただきます。

ご質問にありますように、当初、議員ご承知のとおり、文部科学省や厚生労働省からは乳児、幼児、小学生までは50センチの高さ、中学生以上が1メートルということで通知がありまして、それをもとに測定してまいりました。結果、先ほどの例えば船岡保育所での0.25とかそういうところがありましたので、1メートルでの測定をさせていただきました。その場合、今回は12月8日に測定させていただいたんですが、0.27ございましたが、50センチではですね。1メートルの高さでは0.20という数値になってございます。あともう一方で、今、2.幾らという船迫児童館の北側の雨どいから落ちて集中しているところなんですけれども、そちらは測定が地面に直接つけるような、当然地表に近くなると数値が上がるということなんですけれども、除染というまではいっていませんけれども、土の撤去というのはしていかなければならないのかなと。ただ、これはその部分だけというふうに考えるのではなくて、これは町民環境課の方とあと災害対策本部の方でも取り上げられてもきているわけなんですけれども、結果としましては、施設といたしましては集中するところが数値が高くなるものですから、子供たちにそこに近づかないような対応を今のところさせていただいているということです。部分的に撤去させていただいたところもございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 船迫児童館は北側で普段は子供たちは行かない場所だとは思いますが、ただ、小さい子供たちですからわかりませんね。小さい子供たちは土をいじって遊ぶのが楽しくて仕方ないですから。小さい子の遊ぶ空間を1メートルではかっても、口から吸い込みます、それからしゃがんで遊びますから、やはりできるだけ低い位置で図という方が子供にとってどうなのかということだと思えますね。国の援助を受けないんだったら別に国の基準がどうのということは一切ないと思えますね。実際に雨どいのそばで2マイクロシーベルト出ていたらすぐに除染だと思えます。ただ、雨が降るたびにそういうことをやられていま

せんので、私はこの雨どいから高い値が出るというのは、もう屋根の除染をしなければ何回でも雨が降るたびに高い値が出るんだなと思ったんです。それで、高圧洗浄を子供の施設すべてにかけるといことはできないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 確かに福島県の事例なんかよく新聞で見ますと、屋根の除染というようなことで高圧洗浄、また、最近福島県を重点的に除染するということで自衛隊が各公共施設の除染作業を行っております。当然そういう高圧洗浄というのも一つの方法だと思いますが、今すぐ実施というところまでにはいってございません。確かにそれは有効な手段というのは、新聞等で見ても数値が下がるということでありましてけれども、今すぐそういうものについて予算措置をしてどうするということは、まだなっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） なぜできないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） セシウム自体はなくなるわけではないわけです。そこで放射線で汚染した物質を流せば、だれかがその汚染を今度は引き受けなければなりません。ですから全体、日本国全体を国の方でどうしていくかという話にならないと、部分だけしてもこれはやらないよりはやった方がいいということになってしまいます。ですから、自分たちの方の放射線量を高速で落としても、隣の家の屋根の方からも実はふわふわと飛んでいるわけですね。ですから、この9カ月間かかったとしても0.13、あるときには0.11。なかなか9カ月になっても減らないというのがそこなんです。雨も何回も降りました。スコール的な雨も9年間で床上浸水くらい集中豪雨、1時間に60ミリも降りました。それでも放射線量が変わらないというのは、その部分だけやってもやっぱり全体をやらないとほかの地区を汚染させてしまうということになるので、なかなかそこだけということにはいかない。やるのであれば全部ということになるので、国の支援を待って、その0.23を超えたときには一気にやるというふうにしないと本当の意味での私は解決にはならないと。セシウムは勝手には消えてくれないわけですね。30年たないと消えないので、そこを移動させればその移動したところに今度は放射線量が高くなるわけですから、それを今どこに放射した物質をまとめて置くか、それを議論を国の方でもしているようですので、そういうことを見定めないと、自分のところだけやっても、実はまた風が吹いたり何かしたときに汚染物質が飛んでくるというのが日常ではないかなと、今そういうふう判断しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 柴田町役場は50センチではかっても0.11、0.12マイクロシーベルトの世界です。子供の施設は0.25出ているんです。国を待っていたらいつになるかわからないわけですね。先ほどの汚染重点地域にも指定されるかと思いきや、結局だめだ。低いところもあるから、一部高いところがあっても認めてもらえないというのであれば、子供の施設からはとりあえずセシウムは取り除く、安心して遊べる環境をせめてその敷地内はつくるというのがやっぱり行政の果たす役割ではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） セシウムがゼロということにはならないということです。空間に0.11、0.13。毎日毎日定点ではかっておりますので、それが0.23、0.05の範囲内では私は一喜一憂すべきではないんでないかなというふうに思っております。

これは、体内被曝の問題なのか、体外被曝の問題なのかということもござります。もし体内被曝が心配だというのであれば、その放射性を子供たちが吸ったときに体内にどのぐらい放射能が測定されているか。それは丸森から順次県の方で検査するというところでござりますので、その順番を待って柴田町もそういう子供たちの健康調査に対しては県にお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子供の健康、命にかかわることにそんなのんびりしたことを言っていられないと思うんですね。個人の積算線量の答弁では、0.7ミリシーベルトという答えが出ていました。子供の施設はもっともっと高いはずですよ。子供の施設で今度はかってみてはいかがでしょうか。1ミリシーベルト超えますよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 今現在は船迫小学校の先生に携行してもらっている状況でございますので、次は第一幼稚園の町内の先生に携行していただくとともに、そのほかの子供の施設においてもそれを貸し出ししてはかっていくというようなことでやっていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ぜひそれは行っていただきたいと思えます。

第一幼稚園なんです、室内が結構高いんですね。なぜか同じ隣接している船岡小学校よりも園庭が高く出て、そして中はかなりほかの施設より高く出ています。どの程度室内ははかっ

ていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 室内については当初教育総務課の方ではかっていたんですけども、現在は町民環境課の方で校庭での測定を行っていただいておりますので、最近はちょっと室内の測定はしていないという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 私がはかったところによると、船岡保育所と第一幼稚園はほぼ空間線量は同じです。ところが、船岡保育所は0.06マイクロシーベルト。事務所の中です。第一幼稚園は0.15、0.16出るんですね、同じ機械で。ですから、第一幼稚園は、もう屋根の高圧洗浄をかけて一たん落としてしまってそして表土をはぐということをするれば、子供たちはかなり低い線量の中で過ごすことができると思うんです。やはりまずどこか1カ所やって、効果があればやるべきだと思うんですね。町長は放射能の量は変わらないからどこに移してもどうのというような考え方をしますが、私は、子供がいるところだけはとりあえずはいでその部分だけは下げてやる、そこで安心して遊ばせるということが今大事なことだと思うんですね。町内全部を除染するのはやはりこれはもう大変なことではなかなか町単独ではできませんが、子供の施設を除染することは可能なはずですよ。いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 第一幼稚園の屋根の洗浄関係につきましては、第一幼稚園を含めたほかの子供の施設もございまして、それらについては、町全体の中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 検討するのにやはりゆっくりではだめだと思うんですね。とりあえず1カ所やってみて、本当に効果が上がるのかどうかまず実験してみることだと思うんですね。表土をはぐというのは、小さい範囲ではげばその上は本当に下がります。これはもう実験すればすぐわかるんですが、かなり下がります。ちょっと自分でシャベルで移動させるだけで、そこは下がります。それを園庭全部に広げれば子供たちが遊ぶ空間だけは下げることができます。今、熊野幼稚園が表土をはいで0.10ぐらいの値になったのは、前は0.2は超えていましたよね。それが半分以下になったのは、一たん表土をはいだからですよね。やはり町でもとりあえずモデルケースとして一番今高い第一幼稚園、船岡保育所等でやってみたらいかがでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 園庭の土の除染につきましても、いろいろ子供の施設がありますので、その中で町全体の中で検討させていただいて決めていきたいということで考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） 全体の中で考えるためにもとりあえず1カ所をまずモデルケースとしてやってみて、このくらい効果があり、このくらい費用もかかるということも出して、それから検討するのはいいんじゃないでしょうか。検討ばかりしていても何も先に進まないんですね。その間に子供たちはじわじわと汚染されていくわけですから、やはり早い段階でやってしまった方がいいと思うんです。早急に取り組んでいただきたいと思います。
- 次は給食の食材のことなんですが、体制については何も先ほど答弁がなかったので、もう少し詳しく教えてください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 給食の測定につきましては、現在、給食センターの栄養士が中心になりまして試行的な形で給食の食材の測定を行っております。それで来年の1月からにつきましては、町民環境課の方に専従職員を配置して食材の検査を実施する体制を整えるということで進めております。それから来年の3月までについては、学校給食等の食材を中心に検査し、その後、4月以降については町民の方々にも自家用の農作物等の食品を対象にしまして無料で検査を実施するというふうなことで、町長の方から答弁があったとおりでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） その測定器自体はどこに配置するのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（佐藤富男君） 今の食品の検査をする測定器でございますが、今、教育総務課長が答弁申し上げました通り、暫定的に消費者庁から貸与を受けて給食センターに配備して、現時点では学校給食の食材を測定しております。先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、来年1月以降に町民環境課に職員を配置して今度町長部局で検査をする体制を整えるということでございますので、現在、測定器の移設について設置した業者と協議をしております。大体総重量100キロある精密器械なものですから、町で簡単に移動できないということがありまして、今、業者と移動についての日程調整中です。それが整いましたら町の役場庁舎の方に持ってきてまして、こちらで測定する体制を整えたいということで、今、業者との日程調整を行って

いるところです。そして、それらの器械がきちっと稼働するというのを確認してから検査体制に改めて入るということで、今、食品の放射線の測定をするための測定の実施要領を検討しているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 給食食材を試行的にはかって、どのくらいの値が出ているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 11月27日に器械が入りまして、28日から12月9日までのネギ、キャベツ、ホウレンソウ、ハクサイ、ニンジン、牛乳、米など12品目について試行的に測定しております。いずれも測定下限値のキログラム当たり20ベクレルを下回る結果にはなっております。また、12月7日、8日、9日の3日間については調理済みの給食を測定しておりますが、これらについてもいずれも20ベクレルを下回る結果ということになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 下限値は20ベクレルになっていますが、実際にはどういう形で出てきますか。例えば5ベクレル、10ベクレルという形でも出てきますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 出はきますが、あくまでも正確でない数値ということで、参考値というようなことで数字は出てまいります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 先ほどのネギやキャベツ、ホウレンソウ、お米等はどのくらいの値が出たんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 11月28日にネギの測定を行っております。これにつきましては、セシウム134がゼロで、セシウム137が9というような数字になっております。それから29日、キャベツの検査をしております。これについては、セシウム134が4、137が2ということでございます。それから米ですが、セシウム134がゼロ、137が5というふうな数字です。それから12月9日、給食のおかず等の検査をしております。調理済みのものですが、これについては、セシウム134はゼロ、それからセシウム137については4ということで、いずれも低レベルの放射線量ということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） こういう数値を保護者の方が聞くとやはり安心すると思うんですよ。ですから、下限値20ベクレルとはいっても、それ以下だと確かに不確実だとは言われていますが、やっぱり発表することは大事だと思うんですね。ただ不検出だと、20ぐらいだと、19だったかもしれないとか、とても心配するわけですね。ですから、この公表方法について、決してそれは正確ではないということをわかるようにした上で今後出していくということが大事なのではないでしょうか。いかがお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 教育委員会単独でその辺を決定するという事はなかなか難しいと思いますので、町全体でその辺を基準等も含めて考えていって、参考値という形で出すことについては私は問題ないと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ぜひ公表していただきたいと思います。11月23日に大河原町に「みんなの放射線測定室てとてと」というのができて、そこで10ベクレル以下、下限値が10ベクレルなんですが、ほとんど地場産の野菜は本当に低いです。10ベクレル以下ですね。ですから、はかれば安心するということがありますから、ぜひ多くはかって、それを学校給食ではかったものを公表していくことで住民が安心して食べられるようになると思うんです。できれば地場産の野菜を使うと今後それが特に産直の応援にもなるし、これからはうまくこの測定器を使っていくといいと思うんです。ですから、この公表の仕方等は十分に検討して、だれもが納得できるように、間違っても、下限値20ベクレルでただ不検出ですという出し方だけはしないでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回試験的に全部の食材と、それからでき上がったものを1キロですから、子供は1キロも食べないと思うんですが、すべてごちゃまぜにして、これも調べております。恐らく白内議員からは米と牛乳をまぜると薄まるのではないかなというところも予測して、それも分離しても調べております。結果、実は全部の給食の総トータルは、この3日間で、セシウムは給食が5、4、5、最高で5ベクレルだったということでございます。ちなみにきょうは、白内議員の質問に多分出てくるだろうと、保育所の給食を全体でき上がったもの、どのぐらいかというふういきょうまでとにかく調べろというふうにしたら、きょう現在は2ベクレルでございました。子供が最終的に食べるものですね。それは1キロで計算していますので、子供たちはそれ1キロ食べませんので、これよりまた低いということを保護者の方々

に説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町で測定していなかったために、夏野菜は若い方ほとんど食べていないですね。近所からもらったのも捨ててましたとか、それからせつかく親が送ってくれたものでも食べない、家庭菜園のものも食べられなかったとか、たくさんの声を聞きました。あの時点でも夏野菜なんてほとんどこの地場産で検出されなかったわけですから、早い段階でわかっていたらそんなもったいないこともせずに安心して済んだと思うんですね。今回、だから、給食でこうやって測定できるということはみんなの安心につながりますし、あと、もしかして例えばキノコ類で高いものが届いた場合ではすぐにはねられるということで、本当に安心できると思うんですね。ですから、本当に皆さんがこれから来年町が発表することによって柴田町でも暮らしていけると思ってくれると思います。

それから、講演会なんですが、答弁では、今年度は赤井沢先生のお話が町主催でありましたけれども、私がちょっとこの11番目の質問で長々と書いたのは、若い特に子供のいるお母さん方が願っているのは、本当に保護者の抱えている不安とか疑問に答えてくれる方ですよ。そういう方が実際にいらっしゃいますので、やはり町としても単に県と連携してではなくて、宮城県は明らかに放射能は安全です、大丈夫ですという講師しか選んでおりませんので、それでは住民は納得しません。本当に不安に答えてくれる人、どういう生活をすればいいのかということをお話してくれる方を呼んでいただきたいと思います。探せば本当にきちんと保護者の気持ちを受けとめて答えてくれる方がいますので、ぜひそれは来年度は早い段階でお願いしたいと思います。

次に、子ども読書活動についてですが、答弁の中でブックスタート時に図書館職員が同席して発行することも考えられるということだったんですが、これはぜひやっていただきたいと思います。私もブックスタートのボランティアに参加しているんですが、若いお母さん方、図書館があるのも知らないんですね。多くの方が知りません。ですから、この近くにあってそして赤ちゃんから借りられますよということを、その場でブックスタート4カ月児健診のときに説明すればわかってくれると思うんですね。現在はボランティアがそれを説明していますが、その気になった方でも図書館に行かないと手続できませんので、そのままになってしまう。せつかく利用申込書をお渡ししているんですが、そのままになっていますので、図書館職員が来て丁寧に説明して、そこで受け付けてしまえば親子で申し込むという方もいると思うんですね。そこから赤ちゃんのときから図書館利用が始まればその子にとってはとてもプラスになると思

うんですが、ぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） ボランティアの方、いろいろやっていただいております。現在は子ども家庭課の方で事業を実施していただいておりますけれども、うちの方としてはやっぱり協力体制をとって、短い時間の中で協力していただいておりますので、その中でも、やっぱり白内さんが言われるように、図書の振興を図っていく上でできればやっていきたいので、そういった形で実現できるように子ども家庭課とも協議をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 県南サミットで司書教諭の加配を要求するということですが、司書ではなくて司書教諭なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 司書教諭の加配を今後要望するということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 司書教諭の加配を受けたとして、その司書教諭は担任を持たずにきちんと学校図書館の仕事ができるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 定員外の配置ということで、図書館業務に専任していただける司書教諭の加配をお願いするというような内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 定員外ということは、確実にその先生は司書教諭の仕事を100%できるということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 図書館運営業務だけにかかわっていただくということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そういう司書教諭の方が来てくれるだけでも嬉しいんですが、できれば学校図書館には司書が必要なんですね。本来であれば司書と司書教諭が連携して運営していくのが学校図書館だと思うんですが、司書の要求というのはしないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 学校としてやっぱり理想的なのは司書と司書教諭、確かにそのとおりでと思います。ただ現状としては、なかなか司書も思うようには配置できない。そして司書教諭については、実は国の方でも今の定数改善の計画をやっているんですが、たしかこれから今後教職員を2万人ほどふやす予定でいるんですが、その中には残念ながら司書教諭のメニューは加配としてはないということでございますので、司書教諭としては予定していない、配置は。したがって、これは町長さんが県知事の方に要望するのは、いわゆる県費でもって県単位でやってほしいということでの要望になります。現状としてはやはりそういうことですから、とにかく努力はしますが、なかなか実際に配置まで実現できるかということになりますと、あくまでこちらとしては努力をするというスタンスで頑張りたいというところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町長には精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

それから、学校図書館支援員の研修についてなんですが、答弁だとボランティアも含めての研修を考えているようですが、そうではなくて、槻木小学校に配属された学校図書館支援員についてはせっきくの専門職ですので、できれば先進地、このあたりであればできれば名取市あたりでの研修を受けていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 先進地であります名取市、それから富谷町なんかも大分有名でございますので、その辺、研修に参加できる体制をとっていきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） できれば、名取市は何度も町としても視察にも行っております。そして内々では、そういう声があればいつでも応援しますよと言ってくれる司書もいますので、ぜひ名取市を利用していただきたいと思います。柴田町のことを考えてくれる司書の方がいます。お願いします。

それから、ブックトークについてなんですが、答弁では、槻木小学校に配属された方はまだなれていないのでブックトークできないということだったんですが、実は、図書館まつりのときに町図書館の司書の方がブックトークを2回行っていきます。違う内容で、それがとてもすばらしかったんですね。それで、聞いた人からはとても好評で、ぜひこれを子供たちに聞かせたいという声すごく上がったんです。ですから、せっきく人材はいるわけで、そういう人を活用して各小中学校を回ってもらってはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 図書館司書の方と連携を図りまして、図書館の事業としてブックトークが実施していただけないか、その辺検討してまいります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 強く要望しておきます。

それから、各学校図書館それから保育所、児童館、幼稚園等の図書コーナー、さらに充実させるためにベテランの司書に指導してもらってはいかがでしょうか。本当に5年ぐらい前と比べたらずっとよくなったとは思いますが、けれども、先日も放射線をはかりながらちょっと図書コーナーものぞいてきたんですが、まだまだ古い本がたくさんあって、ああ、これ半分処分したらもっとずっと子供たちが本を選びやすくなる、それから表紙を見せることによって貸し出しはふえるなというのが、私が見ただけでもわかるんですね。ですから、ベテランの司書の方の指導を仰いでやったらいかがでしょうか。例えば最初は1カ所どこかの、第一幼稚園なら第一幼稚園に集まってもらってまとまって指導を受けて、その後に各施設で自分たちなりに頑張っ結果を見てもらうという形をとると効率的なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） そういう機会をぜひ設けて、第一幼稚園も含めた形で検討していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 最後の質問になります。

○17番（白内恵美子君） 各施設ではやはり本を廃棄するというのが気持ちの上でできないているんですね。それは私もよくわかるんですが、でも、廃棄しない限り新しい本が生きてこないんです。ですから、思い切った廃棄を子ども家庭課も教育総務課も指導していただきたいんです。各現場ではなかなか自分たちではできないので、上からの指導になるかもしれませんが、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課長、最後の答弁で結構ですから。

○教育総務課長（小池洋一君） 古い使えない本については、これまでも小中学校、大分廃棄してきております。なお一層使えない本については廃棄するように指導してまいります。

○議長（我妻弘国君） これにて17番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、6番佐々木守君、直ちに質問席において質問してください。

〔6番 佐々木 守君 登壇〕

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木守です。大綱3点質問させていただきます。

第1点目、東日本大震災で被害が出た道路・側溝関係の復旧状況はどこまで進んでいるのか。

東日本大震災で受けた道路・側溝等の復旧工事について順次工事が始まり、進んでいると思いますが、住民は毎日使う生活道路の工事が進まないことにイライラしています。「あそこが始まっているのにうちの地区はどうなっているの」「いつ始まるの」という状況です。復旧工事等の情報をもう少しわかりやすく提供できないでしょうか。

また、町道本船迫12号線（旧奥州街道）は道路わきが崖になっているので、自動車が転落した場合は人身事故になるおそれが高く、早急に対応する必要があります。

そこで伺います。

- 1) 道路・側溝関係の復旧工事マップのようなものができないか。
- 2) お知らせ版や広報などを活用して工事の情報をわかりやすく住民に提供できないか。
- 3) 町道本船迫12号線（旧奥州街道）の工事予定は。

大綱2番目、住民と協働で整備している西船迫6号公園及びその周辺整備の今後は。

住民自治によるまちづくり基本条例に基づく協働は、船岡城址公園整備に対するボランティアやさくらマラソン実施への取り組み等で活発に活動されており、評価されています。入間田地区、太陽の村を含めたハイキングコースも静かなブームを呼び、さらに、今年は里山環境整備計画で西船迫6号公園の整備、隣接する縄文古墳の史跡の整備等が住民との協働で行われ、29A区民の参加者は当初30名程度だったのが今では85人程度に増加、作業も進んでいるようです。ただ、新しく参加された方の中には管理を含めて区費で賄うことに疑問を抱いている方もおり、協働で行われる活動に対する町と区とのかかわりを管理も含めて明確にしておく必要があると考えますが、町としての考えを伺います。

- 1) 事業は平成23年から24年度で整備する計画ですが、現在の進捗状況は。
- 2) 史跡公園としての活用となれば、観光やハイキング、縄文古墳史跡の見学等の人々が利用することになり、トイレや水道、駐車場の整備等が必要ではないか。
- 3) 整備後の管理体制等を含めてどう対応しようとしているのか。

大綱3、2013年度の幼保一体化断念にどう対応するのか。

政府は待機児童解消などを目的に、2013年度以降に新設する幼保一体型施設や保育所、幼稚園などを「こども園」として指定する仕組みをつくる方針を決定、これまで文科、厚労両省に分かれていた各施設への補助金もこども園給付に一本化、二重行政解消を図る予定でした。9月定例会で政府方針が決まらない場合は現状のまま継続すると町長は答えていましたが、政府

が方針を断念した以上、2013年度以降の幼児保育のあり方を検討すべきと思いますが、町長の方針を伺います。

1) 政府がこども園構想を断念したことによる町の対応は。

2) 人口減少により保育所、私立幼稚園の両立は難しいのではないかと。現状のままいつまでも継続することは無理と思うが、どう対応しようとしているのか。

3) 新しい幼児保育・教育のあり方を町として検討すべきではないかと。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員、大綱3点ございました。まず第1点目、東日本大震災関係でございます。1点目と2点目は関連しますので、まとめてお答えいたします。

まず、復旧工事マップであります。道路関係の公共災が66カ所、さらに単独災や下水道復旧箇所を含めると相当な数となり、地図で表示するには色別や復旧地区が集中しているため煩雑となり、難しいと考えております。

次に、復旧工事の発注状況などを住民に早くわかりやすく提供することは私も大変大事だと思っておりますので、お知らせ版や広報しぼた、さらに道路看板ですね、あれがちょっと遅いので指示しているんですが、道路工事看板を早目に掲げるようにして住民にきめ細かな情報提供をまいります。

3点目の本船迫12号線の工事開始予定であります。この災害は9月21日の台風15号で被災したもので、12月1日に国の査定を受けたばかりでございます。のり面崩落土が槻木用水路をふさいでおり、用水時期までに完成させる必要があることから早期に復旧工事の発注を考えてまいります。

2点目、西船迫6号公園関係でございます。6号公園周辺の整備につきましては、みやぎ環境税を活用し、住民参加による里山整備と環境学習の整備ということで宮城県に申請し、交付決定され、8月11日に事業を着手したところでございます。8月30日から11月25日までの工期で樹木、主にスギの伐採をしております。伐採したところに三井生命から寄附いただいた苗木や地域の方から寄附されたアジサイ等230本を11月13日に地域の方々約85人で植栽いたしました。また11月23日には、購入した苗木144本を緑の少年団や地域の方々約100人で植栽しました。また、チップーシュレッダーを購入し、11月26日、27日に地域の方々で細い木をウッドチップ状にして作業道に敷きつめる作業を実施しております。

みやぎ環境税につきましては、東日本大震災の影響を受け、市町村提案型2年間の事業はなくなりメニュー選択型の1年間の事業となってしまいましたので、この事業は一応平成23年度で終了ということになります。

2点目の史跡公園としての活用は観光やハイキング、縄文古墳史跡の見学等の人々が利用するので、トイレ、水道、駐車場が必要ではないかという点でございますが、駐車場につきましては、委託業者がてん圧するとともに、地域の方々の協力により砂利を丁寧に手作業で敷きつめていただきました。感謝申し上げます。トイレにつきましては、利用状況やトイレの管理のあり方、だれが管理するかの問題もありますので、あり方を踏まえた検討が必要でございますが、水道については今後設置に向けて努力してまいります。

3点目の整備完了後の管理体制でございます。今回の6号公園周辺の整備につきましては、地域の住民の強い要望と協働参加が成功した事例だと思っております。今後とも協働のまちづくりの模範として地域の方々に管理していただければというふうに思っております。

3点目、幼保一体化断念にどう対応するかということでございます。

11月24日に開催された子ども・子育て新システム検討会議の作業部会で、2013年度、平成25年度からの段階的实施を目指す包括的な子育て支援改革の制度設計案が示され、文部科学省所管の幼稚園向け私学助成と厚生労働省所管の保育所向け補助金を一本化するとした当初の計画を断念し、私学助成を一部存続させる方針が盛り込まれたことから、補助金一本化の原則は崩れることになっております。しかし、今回の作業部会での検討内容は、中間取りまとめを踏まえて費用負担の検討課題についてこども園給付と既存の財政措置を整理した案であり、国の方針としてこども園構想そのものを断念したものではないととらえております。来年の通常国会に2013年度、平成25年からの段階的な実施に向け、子ども・子育て支援法案と総合施設法案を提出するとの報道もあるように、今後、作業部会ワーキングチームで課題検討を行い成案として取りまとめていく予定としておりますので、町としてもその検討内容を確認し、こども園への移行を検討してまいります。

2点目、人口減少による保育所、私立幼稚園の両立は難しいのではないかとございいます。

少子化に伴い本町においても、0歳児から5歳児の就学前の児童人口は平成17年4月の2,096人から平成23年は1,924人となり、172人の子供が減少となっております。町内私立幼稚園や幼児保育型児童館では入園児童数が定員割れの状況となっており、このままでは私立幼稚園も幼児型保育児童館も共倒れの危険性を危惧しております。一方、保育所においては、共働

き家庭の増加や保護者の働き方の多様化から保育ニーズが増加している状況から、さらなる保育環境の充実が必要となっております。加えて国の幼保一体化の流れなどもあって、幼児保育型児童館は平成25年度末で廃止としたものでございます。

今後は民間でできることは民間での理念を踏まえ、幼児教育については民間の幼稚園との役割分担を踏まえての見直しを図りながらも、一方では、民間幼稚園との連携を強化してまいります。

3点目、新しい幼児保育・教育のあり方を町として検討すべきではないかという点ですが、国は幼保一体化の方針を断念したわけではありませんので、今後も子ども・子育て新システムの動向を注視し、保育に欠ける児童も、欠けない児童も公平に幼児教育や保育が受けられるよう私立幼稚園や関係機関とも協議し、こども園（仮称）への移行を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木守君、再質問ありますか。許します。

○6番（佐々木 守君） 最初に、まず、道路・側溝関係の復旧工事マップのようなものがないかということで質問したのですが、町長は今、多く工事の箇所があるのでなかなか難しいということなんですが、震災とそれから9月21日の台風、これ両方合わせると件数としてどれくらいになるか、大体でも結構ですから教えていただきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、3.11の大震災関係です。工事それから修繕合わせまして都市建設関係では大体269、300近くあると思います。そのほかに今度は公共下水道、エリアとしてすべて入っていきますが、ラップするところもあれば6工区。その中で今回追加議案で議決をお願いしておりますけれども、そこにもすべて、路線がちょっと何路線かわかりませんが、それがプラスアルファとされると。それから学校、それから保育所等々、コミプラ等々入っていきますと四、五百近くぐらいはなるんでないかと。道路関係については大体300ぐらいにはなるんでないかと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 300以上ということになるとなかなか難しいのかなと、私もそう思います。ただ、看板を出して住民に広報するというのを町長話していましたが、実際看板が出るまで、工事をやることがわかっているわけなので、いつになるのかということがなかなか明確にわからないと。何かうまく住民に知らせる方法は都市建設課でお持ちになっていませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 工事標示板、現場に立ちます。片側通行あるいは通行どめになれば当然標示板を立てて迂回路等を表示しますけれども、その看板をかける前に警察の方と公安協議をします。その中で地域の方から同意書といますか、承諾といますか、ここをどうとめて工事をするので迂回はこうなりますよとか、それでいいですかということで、サインをもらって初めて地域の方が了解したよということで警察に行って書類を提出するという形になって初めて警察の許可が出て、工事といますか、看板を表示しているという形になりますので、そのときは口頭だけでなく、やっぱり工事の復旧内容あるいは工期、それら作業時間等とその用紙の中にきちっと入るようなものをやっぱり同意をもらうときに関係者の方々、区長さんは当然入るようになりますけれども、方々に配布するような形で周辺の周知を図っていきたくて、このように考えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 区長さんなんかを通して会議等で大体いつごろ工事開始ができるというような情報を流すことは無理でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくそこが一番大切だと、このように思っております。うちの方は急いでなるべく発注をするんですけども、発注してある程度業者が決まれば、やっぱり区の代表といますか、一番のお世話役でありますので、区長さんの方にこの業者がどのように決まりましたという旨をやっぱりきちっと用紙で報告をして、あと工事のときには協力方、お願いするような体制をとっていきたくて、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 私どもも一生懸命住民の方々には説明をしてまいりたいと思いますけれども、いろいろな機会をとらえてやはり住民にわかるように説明していただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、3番目の町道本船迫12号線の工事なんですけど、これ先ほど町長からお答えいただいたように、9月21日の台風15号で実は道路の半分が崩壊していると。一番心配しているのは、下から、用水堀のところからずっと崩れてしまっているんですね。ですから、いつ崩落してもおかしくない状況になっていると私は素人判断ですがしているわけなんですけど、建設課長さんのようなプロの方から見て、今、道路そのまま片側交通でも通してもいいというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 舗装が要は表面だけ残って多少裏がけになっています。ガードパイプが宙づりな状態になっていまして、今バリケードで片側通行といいますか、交通を制限しております。今のところは当然安全だということで片側で通しております。9月21日の台風という形で査定を受けたのが12月1日ということで、やっぱり2カ月、60日ぐらいは、やっぱり現場の測量あるいは調査をかけて国の査定を受けるとなるとやっぱり60日ぐらい現実的にはかかるということですので、なるべく早く、用水もありますので工事を進めて供用開始をしたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 一部の方なんですけど、こういう状態にしておくよりはいつそ交通どめにしてしまった方がいいんじゃないかという意見もあるんですね。ただ、警察等の問題もあるので、そういうところを交通どめにした場合にどのような差し障りが出てくるのか、また、交通どめはできないのか、その辺もちょっと伺わせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 道路構造上危なければ当然通行どめで対応せざるを得ないと思いますけれども、当然通行どめになれば迂回路という形になります。自動車を教習する仙南自動車学校ですか、その手前から当然旧用水といいますか、若葉町の方に向かっていく、それから同じくこちらはちょうど山に入り口からちょうど斜めに、あそこが迂回路になるということで、そこの方がかえって狭いし家も建っているということでかなり迂回させると危険だなということで、なるべく今のところは通行してもらっているという状態ですけれども、危なければ当然通行どめという形にせざるを得ないと、このように考えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうですね。今言われたとおり通学路の方は確保、問題ないんですよ。若葉町を通過して十八津入に抜ければいいわけなのでその点は大丈夫なんですけれども、ただ問題は、車が若葉町を通過して4号線に抜けるとなると、あそこも傷んでいまして、これ早急に補修をしてからでないといつぱり車をちょっと通せないんじゃないかなと思うんですね。そうすると成田街道へ抜ける今のしまむらから先の道路を使うしかないのかなと、このようなことも考えているんですが、そうすると、今現在としては交通どめにするという考えはないということよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今のところは交通どめでなくて片側通行で対応して、あと12

月、遅くとも1月までに発注しないと実は用水時期に間に合いませんので、急いで工事をやるという形になれば当然通行どめでやらざるを得なくなりますので、その間はある程度安全を確保して通っていただくという形で進めていきたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） わかりました。私の方からもそのように説明をさせていただきたいと
思います。

それでは、2番目の方に入ります。

今、西船迫の6号公園なんですけれども、住民29Aの区民の方々が皆さんで今整備をしているわけなんです、今、町長からの回答によると、私は当初23年度、24年度と聞いていたんですが、23年度で終わるということは今年度の植栽計画で全部工事が終了するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、今年度で終了ということでございます。この事業につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、みやぎ環境税を活用した事業ということで市町村提案型事業とメニュー選択型の事業がありまして、今回の震災によりまして県は当分の間この市町村提案型事業については凍結をしまして、メニュー選択型の事業でもってこの環境税を使った各種事業を展開していくということで、柴田町もこの事業を申請してメニュー選択型の23年度の事業ということで承認を受けて事業をやったことから、今年度の事業はすべて計画されたもので完了という運びになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ということは、24年度は何の計画もないという形で解釈してよろしい
んですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 地域との整備計画につきましても当初からお話し合いをしまして、ほとんど今回やった内容につきましても地域の要望を踏まえた形で整備をしておりますので、今後はこの6号公園周辺の里山を活用した歴史、あそこは古墳なんかもありますので、歴史を活用した環境教育、または里山のハイキングなんかできるような場になりますし、ある程度整備は完了して地域の方々ににつきましてもおおむね要望にこたえた内容であると思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、植栽関係は全部終了して、あとは春以降草刈りが中心になるかと思うんですが、そういう整備のみに対応するという形になるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 地域の方々とお話をしましてこの事業を進めているわけですが、大きくは、今回の里山につきましては、船迫住宅団地で造成をしてこのように30数年たってなかなか整備がされない状態でずっと残っていたということで、地域の住民の方々からここを何とか里山として活用したいと、させていただきたいと。そのためには、多くの樹木がありましてせっかく古墳もあるんですけれども、なかなかそれも学習の場として活用できないということなので、ハード面については町でお願いしたいと。その後の維持管理についてはぜひ地域の方でやっていきたいということがありまして、今回町の方で樹木等の伐採をしまして地域の方々が活動しやすい場の提供となりましたので、先ほど町長もご答弁申し上げましたとおり、今後の維持管理等については地域住民等で、先ほど植栽ですと85人とか100人ということで多くの方々がこの里山整備にかかわってきて関心を持っていただいていることから、今後は地域でもっての維持管理ということをお願いしたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 私の聞いているのでは、ハナミズキだとかそれからサクラ、レンギョウ、そういうもので140本ぐらい今回植栽したんですね。ところが、そんなんじやどこにも足りないよという声があるんですけれども、その辺どういうふうにお考えになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） ここにつきましては地域の方々もご存じのとおり古墳群がありますし、当然里山を守るとともに文化財を保全しながら活用していくということで、今回計画されたエリアについてはこの内容でお願いをしたい。さらに周辺にも当然文化財のエリアがありますので、今後の管理に当たっても十分気をつけながらやっていただきたいと思いますと思っております。

植栽については、あと1月にさくらの会からの桜の木の寄贈がありますので、それらの植栽が最後に今年度の事業となります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうなりますと、今年度の植栽で一応終わって来年度は植栽したもののいろいろな整備をするという形になるかと思うんですが、その来年度の管理費、今年度もそうなんですけれども、あそこを全部住民の方々がやるといいましても、機械を全部持って整備

に入っているんですね。そうすると、例えば草刈り機の歯が折れたとか、それからチェーンソーの鎖が切れたとか、いろいろなことがあるんですね。そういう場合の管理費、質問の中にも話してあるんですけども、新しく今の6号公園の整備に参加した方々が、やはり、ああ、これはみんなで区費でそういう費用を賄ってやるのかと。一部の方々は本来は町でやるべきでないと、区費でいろいろなことで整備するというのはちょっと、という方々がいらっしゃるわけですね。ですから、そういう方々にどう答えていくのか。それと今後の管理はどうするのか。その辺をちょっと明確に説明をお願いしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今後の管理ということで、当初からの計画でありますけれども、先ほどもお話し申し上げましたとおり、今後の整備については町でやっていただきますが、今後の維持管理については地域でもってやらせていただきたいという当初からの考え方でやっていることから、今後の維持管理については地域でもってやっていただきたいということで現在も考えていますので、今の地域の中でいろいろとそういう問題があるということであれば代表になっている方々も大変だということを考えておりましたので、町と地元での覚書とかそういうものをきちっととりながら、今後の整備については町が行って、今後の維持管理については地元で行うという旨をきちっと交わしながら今後とも維持管理に努めていただきたいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 維持管理を町が29A区に委託するというふうに解釈してもよろしいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 委託ということではなくて、ハード面については町が整備して、今後は地域で、委託ではなくて地域の予算の中で管理していくという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうなると、今住民の方々が思っている疑問ですね、先ほど申し上げたけれども、管理費が区費の中から支払われるのではないかということの疑問が多分解決されないと思うんですが、何かよい方法ありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えいたします。

午前中も水戸議員にお話ししましたが、地域、地域で持っている課題というものがあ

す。それを解決する手段を住民で解決する部分、行政と一緒に解決する部分、そういうもの
の見直しを23、24年の2カ年間で地域計画をつくってお互いがどこまでのエリアでやれるかと、
こういうようなまず線引きを、地域課題を探しましょうというような活動が地域においてもう
動いております。ですから、当然この6号公園についてもそういうような地域の課題というよ
うなところで今後議論を深めていけば、町の方としても地域計画の事業の中で支援というよ
うな方策もとれるということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうしますと、今、物すごく盛り上がって住民の皆さん方が一生懸命
公園整備をやっているわけなんです、これが一つの柴田町のモデルになるんじゃないかなと
いうふうに私は思っているんです。ですから、できるのであればそこをいろいろな形で町もバ
ックアップしていただいて、こういうことで住民がやっているんだよということをほかにもP
Rできないかなんていうことも考えながら実は見ていたわけなんですけれども、そうする
と、今、今年度で全部終わってしまうということになるとちょっと寂しい感じがするんです
が、例えば史跡公園ということで住民の皆さんは来年は縄文古墳の遊歩道を全部チップで埋め
て整備しようということで頑張っているんですよ。今は大体1週間に一遍ぐらい会合を持って
やられているわけなんですけれども、そうなった場合に今やっている仕事に対して水を差すこ
とにならないかどうか、その辺ちょっと、町長でもいいんですけれども、回答をいただければ
と思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 6号公園を一生懸命やられている方と新しく入られた方で温度差が違っ
ているということなので、とりあえずその新しい方にお伝えしていただきたいのは、6号公園
は、地域の方々が思い入れがありまして、自分たちで公園を管理して自分たちで楽しみたいと
いう出発点がありました。そしてこれまでも草刈り等を自費でやっていただいております。で
すから、その公園整備、実は柴田町で公園整備をしなければならないのはいっぱいあるんで
す。それを優先順位を高めた。それも500万円も投入したというのは、やっぱり大前提が協
働のモデルになるからということなので優先順位を早めた。まずそこをお話ししていただき
たいというふうに思います。そうでなければ優先順位はほかにもやらなければならないのがい
っぱいあったので、そういうことをまずお話し……、とはいっても、草刈りの物理的な経費と
いうのはかかるものですから、本来であれば指定管理制度というのがあるんですが、実は公的
に指定管理できるのは公園区域だけなんです。あそこは公園区域ではない普通財産になって

いる面があるのでなかなか全体を指定管理ということにいかないという、それは内部でちょっと話し合いました。ですので、指定管理制度がとれないと。そうであれば、先ほどまちづくり政策課長が言ったように、地域課題の解決する段階でどの辺まで町として応援できるのか。もちろん賃金等は払えませんので、ただ、機械の損傷ぐらいは補てんする可能性もお互いに話し合っている可能性もあるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、ただというわけにはいきませんので、その損料ぐらいはお互いに話し合っただけで対応できればというふうに今のところ考えております。

もう一つ、遊歩道の件なんですけど、ちょっと事務的に手違いがございましてなかなかすぐに許可になる状況ではない状況にございます。後で直接この話は議員にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） いや、一度作業をしているところをのぞいてみてやってください。すごい熱気ですから。課長さんは多分見ていらっしゃるのだからわかると思うんですけども、変なことを言ったら吹っ飛ばされそうな気がして、それだけ熱を入れています。ですから、何もこの里山だけの整備じゃなくて史跡公園としてちゃんと立派な公園を自分たちで手づくりをしたいということは言っているわけです。ですから、そういう熱意をやっぱり町としても何か支援できるようにしていただけないかなと。何かに取り上げてもらうような、例えば29Aの区の便りには写真つきでそれ全部出ているんですね。だから全戸配布されているんですけども、こういうのがまたほかの地域でも盛んにやってもらいたいということになれば、あるいはモデルということになるのであれば、生涯学習センター3カ所もあるわけですから、あるいは公民館とかそういうところに作業をしている写真の掲示をすとか、作業をしている感想文とか、そういうものを張り出してやるというのも一つの案だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町の整備計画では槻木の生月公園も来年度やらなければならなくなっておりますので、これについては町の単独費ではなくて、緑化推進委員会というものがございます。その中でも団体に直接行く補助金もございますので、そういうものを探しながらその熱気が冷めないようにこれは応援していきたいというふうに思っております。とりあえず町の単独費ではない事業を見つけて直接そちらの方に、町を経由していくかどうかわかりませんが、緑化推進委員会の仕組みのあったと思ったものですから、それを提供していきたいと。それでもそれがだめだという場合には、先ほど言ったように、地域の管理について普通財産なのでな

かなか難しい面があるんですが、応援をしていくことにやぶさかではございません。ただ、その前にちょっとやらなければならない概木もあるものですから、地域の方々に、今回は県の補助金が1年で終わったものですからちょっとお待ちいただく場面もありますけれども応援は途中でやめるということはないということだけお伝えいただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今後の町長の言葉に期待をしますが、やはり植栽して来年度からすぐに投げてしまうとまたもとのもくあみですっかり山になってしまうんですよ。ですから、これをきちっとした公園にするにはこれから3年も4年もかかるんだということをご理解をいただきたいなど、このように思います。

できるだけサポートしていただくように要望しておきたいと思いますが、最後に一つ気になっているのは、団体保険をかけていたようなんですね。土地改良区の保険を使ってどうもやっ
ていらっしゃるようなんですが、その辺、課長、わかっていますか。作業上の保険。

○議長（我妻弘国君） ボランティア保険ですね。答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 保険については、町の事業ということでありませんので各活動
団体でかけていただいておりますので、団体がどのような保険に入っているかはわかりませ
ん。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） じゃあ今のところどこにかけているかは了解していないんですね、町
の方としては。ということは、多分土地改良区の保険そのまま使っているんじゃないかと思
いますが、私も確認しますけれども、課長の方でもちょっと確認してみてもらえるでしょうか。
工事やっ
ていて事故が起きた場合にちょっと困るので。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですか。答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 町の総合保険のことをおっしゃっているのかなというふうに聞いた
んですけれども、違いますか。土地改良と今お聞きしたんですけれども。

○6番（佐々木 守君） 土地改良区には、我々生産組合でいろいろ作業をする場合に個人名は
要らないんですけれども団体で保険かかっているんですよ。その作業に携わった人たちは何
かけがしたとか、草刈り機で事故を起こしたとかというような場合に全部補償が出るんです。
そういう保険があるんですよ。だから、今は生産組合の人たちが中心になって草刈りとかやっ
てきたので、多分その団体保険を土地改良区でかけているのだと思いますけれども。ただ、か
なり人数がふえていますので、そういうあれだけでは済まないのかなと思っているんですけれ

ども。

○議長（我妻弘国君） 後ほど調べてください。

○財政課長（水戸敏見君） 町の委託事業ではありませんので町の総合保険が適用ということはないと思いますので、恐らく自主団体としてのさまざまな保険が適用になるとと思いますので、それは後で議員さんとちょっと確認したいと思いますけれども、内容については、その土地改良の作業まで適用するかどうかについてはちょっと確認が必要かなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） わかりました。私の方でも確認してみます。

では、次に移らせていただきます。

幼保一体化断念の話、第三の質問になるんですが、これが今報道でいろいろあれしているんですが、町長の答弁ではこども園そのものは断念していないという答弁でしたけれども、私もそのように理解をしているんですが、その場合は、結局今、人口減少の中、少子高齢化の中で幼稚園はどうなってしまうのかなと思うんですが、やっぱり行政としては私立幼稚園は補助金がおろるからそれでいいというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問は、幼保一体化の国の政策が今のところ補助金の統一という方向で動いておったのがそれが断念したという、町長が答弁で申し上げましたような内容になっているということなんです。今のご質問で、私立幼稚園に対する補助の制度が残ることについてのご質問というふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○6番（佐々木 守君） 私立幼稚園の場合、そうなった場合にどういうふうに考えているのかなということをお伺いしたいなと思ったんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今、現行制度がそのように、私立幼稚園には私立幼稚園への補助というものが来ていますので、私立幼稚園の方では現行どおりの補助の運用というふうに考えているものととらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 私が気にしているのは、やはり幼保一体化というものは国としては別に断念していないんだということは、行政の方すなわち町の方で幼児教育と保育所と一体化で運営していくという形になるのではないかと。その場合に、じゃあ町で運営する保育所あるい

は児童館でもよろしいんですが、それと私立幼稚園が並行してちゃんと両立できる、両方とも経営が成り立っていくというふうに考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 両立させるために幼児型児童館を廃止して民間の私立幼稚園にということは今第1案として議会にお示した第1案ですね、すべて民間に行ってもらおうと。ただ、それだけは賛成しないという方もいらっしゃるの、第2案としては、幼保一体型の総合型施設をつくるという案と、槻木地区はまだ槻木地区で1カ所に私立幼稚園で集約できませんので、柴田児童館をお貸しして第二たんぼぼ幼稚園にできないかというのが第2案でした。ですから、柴田町としては3、4、5歳児は私立幼稚園の方でお願いしたいというふうに思っております。本来であれば総合型に、役所側も民間側もやればいいんですが、どうも幼稚園の方はそのままいきたいということもございますので、私としては早く議会の議決をいただいて、柴田町は幼児型児童館を廃止して民間に行かれる方を誘導していきたいと。そのときに第一幼稚園、ちょっと差額があるものですから、第一幼稚園も私立幼稚園も大体同じ値段になるようにしていきたいなというふうに思っているところでございます。

ですから、私立幼稚園を圧迫するつもりはなくて、逆に私立幼稚園の経営がこれからもいくようにということでこれを進めております。ただ理想としては、幼保一体型で総合型にいくのが理想ではないのかなと、柴田町の保育所は総合型にいかざるを得ないんでないかなというふうに思います。そうすると午前中は短期の教育、あと午後から長期お預かりする場合は保育という、同じ屋根の下で午前中で帰るグループと午後までいるグループに同じ屋根の下で過ごすということに持っていききたいものだなというふうに思っております。そのためにも幼児型児童館は25年度で一応我々の方針としては廃止ということにしてありますが、最終的には議会のやめるという議決を得なければなりません。ただ、やめたからといってその施設を使わないというわけではなくて、三名生もそれから西住も0歳から18歳、町に本来の児童館として残すということでございます。そこもご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 最初の答弁でも町長は民間に移行と、それから9月の定例会でも質問しましたけれども、やはり民間に委託して幼児教育をやっていくんだという回答をいただいているんですが、私が危惧しているのは、前にも質問しているんですけれども、私立幼稚園としては幼児教育は受けないというようなことの回答をしているようなんですが、その辺はどうでしょうか。要するに0歳から3歳児までの教育を私学の幼稚園としては受けないと。そうする

とこれは行政でやるしかない、こういうことになるかと思うんですが、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回のこの政府の案が大分複雑になっておりまして、総合型こども園ということで先ほど申したタイプと、それから総合型（幼稚園）ということで、これは3、4、5歳児を扱う。それからこども園の中でも幼児型というのがありまして、0歳から2歳まで。こういうタイプもあるんですね。それから株式会社が運営するこども園もあって、あと私立幼稚園が残ると。5タイプに分かれるものですからなかなか複雑なんですけど、柴田町としては今の保育所を総合型こども園にしていくということです。柴田町は恐らく当面は総合型こども園と現在の私立幼稚園、三つですね、それに分かれるのではないかなというふうに思っております。ですから、こども園（保育型）で0歳から2歳児の特別な場所というのは今のところ考えていないということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） できれば幼児型、0歳から3歳児まで、これも私立幼稚園さんでも受け入れてくれるようになれば町としてはいいのかもしれませんが、それがどうしてもだめだとなった場合に、逆に0歳から3歳児までを町の方で運営をして、保育所関係には先ほど町長も言われたように補助金を出して私学の幼稚園に行ってもらおうという案はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 民間の方ではこの0歳から2歳までの保育所型、これは恐らく受けないと思います。というのは、経営が大変厳しく、ちょっと詳しくは子ども家庭課長がしますが、3人に例えば教員1人ということになりますので経営が成り立たない。ですから、民間の私立幼稚園は恐らく3、4、5歳を担当するようになるんですが、実はすべて今保育所にいる3、4、5歳、保育に欠ける子供たち、これを民間の方に移行するにはキャパが足りないんです。やっぱり柴田町としては総合型で、保育に欠ける、要するにお父さん、お母さんがいない3、4歳の子供たちは預けなければいけないという状況なので、やっぱり今のところはこども園（総合型）を役場でやって、そして私立幼稚園、当面は私立幼稚園、将来はこども園（幼稚園型）に移行してもらおうのが今のところベターではないかなというふうに思っております。経営もその方が民間では成り立つのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 先ほど私どもの同僚議員もそろそろ決着をつけるべきじゃないかというふうなお話をされていたんですが、私も同感だと思うんです。廃止はもう決まっているわけですから、26年度までどうするのかということをはっきり町としては示す時期に来ているんじゃないかと。そうでないとやっぱりお子さんを持っているお母さんたちからすれば不安でたまらないと、一体どうなるのかということにもなりかねないと思うんです。その検討をいつごろから始めるように考えているのか、計画がもしあるのであれば。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ありがとうございます。ただいまのご質問の幼児保育型児童館の廃止のことにつきましては、まずは8月19日の議員全員協議会でご報告を申し上げさせていただきました。次に10月5日に第3回の行政区長会議で区長さんの皆様にご説明させていただきました。それで10月26日から28日までには、今、西住児童館、三名生児童館、柴田児童館でお通いになっている保護者の皆様へのそれぞれの説明会を開始させていただきました。それで今後、それでは、その場では、今全員協議会等にご説明申し上げました第1案、第2案ということで町が今検討させていただいています、

今の子ども・子育て新システムにつきましては、町長が申し上げましたように国の方ではそれを方向づけして考えておるんですけれども、まだ明確には示されていないわけなんです。25年度に向けまして段階的に子ども・子育て支援法、まだ案なんですけれども、名称さえも案なんですけれども、あと総合施設法案というものを2013年度の通常国会に出していくという方向が示されております。であります、それがまだはっきりしませんので、案1、2とお示しさせていただいていますので、今ご質問にありましたように国の方での幼保一体化というその制度さえももっと延びるようであれば、やはり今ご質問にもありましたように、そもそも私立幼稚園の方と町と幼児保育型で同じ業務内容を並行してやっていくことがなかなか難しいということでもありますから、町で児童館でやっている幼稚園業務を廃止するというところで提案をさせていただいているところです。

今後につきましては町長の指示もございまして、年が明けましたらまずは来年度24年度に応募していただいている保護者の皆様へのご説明会をする。そして、またその次には全町民に対しての説明会をしていくということでスケジュールを今調整させていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 1案、2案については私どもも説明を受けて、26年度以降はこういう

形に進むんだなど。ただ、その父兄といたしますか、親御さん方にとって1案がいいのか、2案がいいのかという問題があるわけなんです。実際問題として、今提案されている案に移行した場合二つの疑問点があるんです。一つは、第1案でいった場合に、民間に委託した場合にそれを引き受けてくれる団体があるのかということが一つですね。それから、第2案は幼保一体型でございますので、これは0歳から3歳児までの幼児とそれから4歳以降の保育所の二通りの一体型の児童館が生まれるという形になるわけですね。だから、それは行政としてやるのか。民間としても、今話したように、幼稚園の方としては0歳から3歳児まで受けられないということになれば、やっぱり今の案はもう1回最初から検討し直すときなのではないかということをお聞きさせていただいているんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

まず1案、2案と提示させていただきまして説明をさせていただいたんですが、ただいま申し上げましたように、国の方の新システムが法制化ならない場合にありましても、町といたしましては幼児保育型児童館は廃止するという方向づけをさせていただいているということでございます。でありますから、そうしました場合には、先ほど町長も第1案の説明の中で申し上げましたように、今、児童館は学童型児童館、本来の児童館として地域に残しての運営をしていくという考えが第1案ですね。先ほど申し上げました10月の保護者の皆さんにご説明したときにも、特に柴田児童館の保護者の皆さんからのご質問であったんですが、第1案、第2案を示させていただきまして、じゃ第2案がならない場合はこの柴田児童館はどうなるんですかというご質問をいただきました。というのは、槻木の地区の中で私立幼稚園さんは議員ご承知のとおり1園なんです。具体的に言うとたんぼ幼稚園さんなんです。たんぼ幼稚園さんは定員が80名でいらっしゃいます、今、現施設は。そういうことで、キャパ的に考えまして、子供たち、今柴田児童館には55名ほど通園しているんですけども、ですから柴田児童館を民間に、児童館といたしますか、その施設をお貸しして、そこで私立幼稚園が幼稚園業務を運営していただくと。

もう一つは、新システムに移行しましても今柴田町でやっております児童館での幼稚園業務はこども園には移行できないんです。こども園に移行できるのは保育所をやっているところか幼稚園をやっているところなんです。ですから、そういうことがありますので、今、町が特別にこれまでの経過もありまして児童館での幼稚園業務をやってきておりますが、定員割れ等少子化の中ではそれをそろそろ整理しなければならないのかということで提案させていただ

て、議員の皆様のご意見もいただいて進めているということでございますので、そういう状況にあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると、住民の方からいろいろご意見をいただくというのは年明け2月から開始するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいま申し上げましたように、24年度に募集いただいている保護者の皆様に対してまず段階的にしていきたいということなので、遅くとも2月までには説明会は開催するという計画であります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） できるだけ早期にご意見を集約していただいて、26年度に廃止ですので少なくとも来年ぐらいで結論出せるようにしていただければと。これは希望ですけれども。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて6番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再会は15時10分です。

午後2時56分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱1点質問いたします。

スポーツ都市宣言の町として一層の伸展を図るために。

スポーツの意義について、日体協：21世紀の国民スポーツ振興方策（平成20年3月5日改定）に、「スポーツは、身体活動という人間の本源的な欲求にこたえるだけでなく、成功や失敗、達成と挫折、競争と共同、喜びと悲しみなど、まさに人間として“生きる”ことの直接的な体験の機会を与えてくれる。それらの直接的な体験を通じて、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充実、楽しさや喜びを感じることができるだけでなく、体力や技能など身

体的な能力の向上を図ることができる。交通や情報技術などの高度化がますます伸展することが予想される21世紀社会において、このような直接的な機会となるスポーツの意義は一層大きく、スポーツを楽しむことのできる力は、もはや現代人が身につけるべき“教養”の一つとなりつつある」と明記されています。

言い換えれば、スポーツは存在そのものに社会的価値があり、社会で生きる上で必要な力（生きる力・人間力）の育成に貢献することができると言えます。

ちなみに、現代社会においてスポーツに期待されることは、

- ・豊かな人間性の育成（コミュニケーション能力やリーダーシップの育成）
- ・健康保持増進と疾病予防による医療費・介護費の抑制
- ・明るく活力ある社会づくり、地域コミュニティの再生、新しい公共への貢献
- ・国際交流と相互理解促進
- ・スポーツ産業の広がりによる経済発展
- ・環境問題意識の高揚

などが挙げられています。

このような背景からと思われますが、昨年8月に文部科学省から今後のスポーツ政策の方向性を示す「スポーツ立国戦略」が発表されました。そして、昭和36年にスポーツ振興法が制定されてから50年ぶりに、また、日本体育協会創設100年の節目の年に、「スポーツ基本法」がことしの8月に施行されました。この基本法は端的に言えば、すべての人にスポーツを楽しむ権利を認め、スポーツの推進は、国や自治体の責務だと定めたものであります。

本町では、昭和51年1月1日制定の町民憲章一項目に「わたくしたちは、心をみがきからだをきたえます」と提唱しています。また、平成11年6月16日には「スポーツ都市宣言」をしました。このことは、町民一人一人がスポーツを通じて健康で明るく住みよいまちづくりに積極的に取り組んでいくとする誓いにほかなりません。

スポーツやスポーツを取り巻く環境が変化する中、関係者は、スポーツを広く普及・振興し、住民の体力を向上させることだけでなく、スポーツの持つ価値や効用を引き出し、社会に貢献することが不可欠とされています。このことを踏まえ、スポーツ都市宣言の町として、より一層伸展する一助となるよう次のことについて伺います。

- 1) スポーツ都市宣言をどのように認識し、どのように伸展を図っていくのか。
- 2) スポーツ都市宣言を表示した大きな看板を関係施設などに掲示する考えはないか。
- 3) 「柴田町生涯スポーツ振興計画」見直し策定の進捗状況はどのようになっているのか。

- 4) 柴田町民体育館の今後の取り扱いについて、方向性は定まったのか。
- 5) 柴田町生涯教育総合運動場を整備する計画はあるのか。
- 6) 既存のスポーツ施設を良好な状態に保つため、またグレードを高めるためにメンテナンス的なことも含めどのようなことを行っていく必要があると考えるか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱1点目、スポーツ都市宣言の町として一層の伸展を図るための1点目、スポーツ都市宣言をどのように認識し、どのように伸展を図っていくのかについてお答えいたします。

柴田町には多くのスポーツ競技団体があり、競技種目及び競技人口も多くなっております。特にスポーツ少年団やグラウンドゴルフを初めとする高齢者の競技団体からはたくさんの大会のご案内をいただいているところでございます。町としても、だれでも参加できる水中トレーニング教室を初め体力づくり教室等を継続的に実施しているほか、10月には仙台大学を主会場としたスポーツフェスティバル in 柴田を開催し、8種目の競技とイベントに1,927名の参加を見ております。また、今年度初めて小学校低学年を対象としたジュニアサッカー教室を始めております。ほかの町に比べればスポーツが盛んな町ではないかと認識しているところでございます。しかし、子供たちが少なくなっていることや高齢化社会が進んできたこと、また、近年の経済環境の厳しさに伴う働き方が大きく変わってきましたことから、スポーツ競技者の減少やチーム数の減少も見られます。また一方で、ウォーキングやトレッキングなど新たな潮流の変化も見られております。

町としてはスポーツを取り巻く変化を見据えながら、多くの町民がスポーツに関心を持ち、日常生活にスポーツのある暮らしが当たり前となるような競技スポーツやレクリエーションスポーツの普及に努めてまいります。そのきっかけとなるように来年の夏には仙台大学を会場にNHKの全国ラジオ体操を実施する段取りを進めているところでございます。

2点目、スポーツ都市宣言を表示した大きな看板をの点ですが、現在この看板は庁舎入り口と柴田球場に表示しております。町の関係施設も数多く今年度、来年度は震災復旧工事に経費をかけなければならないこともありますので、今後の課題とさせていただきます。

3点目、柴田町生涯スポーツ振興計画の見直し策定の進捗状況はということですが、柴田町生涯スポーツ振興計画しばたスポーツプラン21は、平成14年に策定され、平成14年から平成25年度までの12年間を前期、中期、後期と分けて平成18年度及び平成22年度に見直しを行うこと

としておりました。平成22年度にその見直しを行う年でしたが、町の総合計画見直しの年でもありましたので、その整合性の面から総合計画見直し後にスポーツプランの見直しを進める方がよいとの考えから平成23年度に見直しを開始しております。現在前期、中期の検証を行っており、検証後に平成24、25年度で実施可能な点や新たに計画に加えなければならない点、また26年度からの新たなスポーツプランにつなげていかなければならない点を盛り込む計画です。

スポーツ人口の増加や人材育成の対応、特に小学校から大学までそろった町として、学校間の交流、町との連携、指導者の養成や派遣等の強化策も課題の一つと考えております。来年3月末を目標に進めております。学校やスポーツ団体、有識者等の意見もいただきながらスポーツ振興審議会、教育委員会議等に諮り策定する予定でございます。

4点目、柴田町民体育館の方向性についてですが、柴田町民体育館は昭和45年に開館し、40年を過ぎました。年数も経過し修繕はその都度行ってまいりましたが、老朽化が著しく、耐震の調査結果も踏まえまして昨年4月より休館としております。建物の耐震工事も含めた修繕費用などの経費の調査、町民体育館をリニューアルして使えないかや活用できる補助金がないかどうか検討を重ねましたが、3月の震災等により新たな被害も発生したため修繕費用が大幅にかさむこととなったため、復旧は難しいと判断し、町としては解体する方向で考えております。加藤議員への答弁にもございましたが、スポーツ文化整備可能性調査を分析して新築の方向で検討しているところでございます。

5点目、柴田町生涯教育総合運動場の整備についてでございますが、現在、農村環境改善センター隣にあります当該用地の一部はグラウンドとして活用され、少年サッカーの大会や練習会場、またラグビーやグラウンドゴルフ、ソフトボール等に利用されております。テニスコートも年々利用者がふえている状況でございます。この点についても、4点目で述べました町民体育館用地も含めた新たな整備基本構想の中で町として検討してまいります。

6点目、既存のスポーツ施設を良好な状態に保つため、またグレードを高めるため、メンテナンス的なことを含めてどのようなことを行っていく必要があるかということなのですが、今回の大震災によりスポーツ施設にも被害が及び、船岡体育館や柴田球場も大がかりな復旧工事が必要となっております。利用者のために早急の復旧をと進めておりますが、思いのほか罹災状況が激しく、安全対策も含めると年度内の復旧は難しい状況にあります。柴田球場は建設から20年が経過し、照明灯の交換など年次計画で整備しておりますが、観客席の修繕や球場全体の内装、外装も必要となっております。ほかの体育館施設も含め計画的に修繕やお化粧直し

を行い、施設の延命化のための維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 安部俊三君、再質問ありますか。許します。

○5番（安部俊三君） まず、1）について再質問的に行いたいと思います。

スポーツ都市宣言をして私の数えたところでは13年を経過したことになります。柴田町には、ご承知のようにスポーツ振興にとっても極めて重要な社会的資源があります。例えば仙台大学とか柴田高校体育科とか、そういったようなことを指すものでございます。少子高齢化など社会状況の変化が激しいものがありますが、このようなきだからこそスポーツの果たす意義、役割を考慮し、町民のスポーツの主体的な取り組みを基本として町民のニーズや期待に適切にこたえ、いつでも、だれでも、いつまでもスポーツ活動を継続的に実践できるような環境を整える必要があると考えます。

そこで、前にも議会等を通してお聞きしておりますが、再度質問いたします。スポーツ都市柴田にふさわしい独自の施策を長期的、総合的な視点から町民、地域、行政、企業並びに教育機関など一体となった取り組みを一層図るためスポーツ振興担当課の設置がぜひ必要と思うが、見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

スポーツ振興課の必要性についてでございますけれども、前計画のスポーツプラン21の中にも目標として検討することとなっておりますが、行政改革や機構改革、そういった流れもございまして、現在はスポーツ振興室として職員5名体制で事務を執行しております。今後、スポーツ振興課の必要性につきましては、やはり町全体の組織機構とのかかわりもございまして、課題の一つとして受けとめていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、2）について質問をさせていただきます。

去る10月15、16日に、私自身なんですけれども、北海道知床の玄関口である標津町で開催された第5回全国スポーツクラブ会議に出席してまいりました。参加者は、沖縄県から17名を初め全国各地から300名を超える参加者でありました。標津町は人口5,800人、サケ、ホタテを中心とする漁業と人口の約3.5倍の乳牛を有する酪農を基幹産業とする生産の町であります。標津町は昭和63年にスポーツの町宣言を行うなど、スポーツや健康に対する意識の高いところで知られております。ちなみにスポーツ振興基金が1億2,000万円だそうでございます。北海道

の東の端で交通アクセスも悪い小さな町の大きな挑戦ということでの会議の熱気はもとより、最初に印象に残ったのは、総合体育館等の表に大きな字で「スポーツの町標津」という看板が掲げられていることでありました。町の姿勢の意思表示がなされており、着実に生涯スポーツの振興が推進されている感を強くしました。一見ありふれたことのようにも思われますが、私には大変衝撃的なことでありました。

このような例もありますので、スポーツ都市宣言の看板を掲げ、新年度予算に計上するなどして、一つでもよろしいですから、スポーツ都市宣言をアピールする考えはないかもう一度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

安部議員につきましてはわざわざ北海道まで自費で行かれたということで、非常に私も勉強しなきゃいけないと痛感しております。

今、スポーツ都市宣言の看板を新年度予算に計上しアピールする考えがあるのかの質問でございますけれども、先ほど教育長が答弁したとおり、大変よいアイデアだと思いますけれども、財政上の順位がございますので今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 3）について質問させていただきます。

東日本大震災により見直し策定に取り組むことがおくれたという事実は私自身も承知しております。平成14年7月に策定した柴田町生涯スポーツ振興計画しばたスポーツプラン21は、策定専門委員会で素案を作成するなど、大変な時間と努力を費やしてでき上がったものであると記憶しております。そこで、今回はこういった手法、手順で作成しようとしているのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

本年度取り組んでおりますスポーツ振興計画の見直しの作成手法でございますけれども、答弁したとおりでございますけれども、スポーツ振興室の職員が中心となりまして前スポーツ計画の取り組み経過と課題の検証を今行っているところでございます。前計画のときは外部のスポーツ専門家の方も参加して作成していただいたんですけれども、今回の見直しにつきましては、24、25年と2年間という短期計画でございますので、できるだけ実現可能なソフト面での施策、これを重点化で考えております。スポーツ団体等の皆様のご意見をいただきながらスポ

一ツ振興審議会の審議をいただき、さらに教育委員会にお諮りもしまして策定していく考えでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、本年度中にでき上がりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

今ちょっといろいろ工事等も重なっていろいろ忙しいんですけども、そんなことを言っていられないので、一応なるべく3月末までに仕上げるようみんなで力を合わせてやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○5番（安部俊三君） 3）について、もう二つほどお聞きしたいと思います。

今議会で同僚議員からも関連で一般質問がありましたが、総合体育館等の建設、町長の言っているスポーツ・文化ゾーン構想ということになるんでしょうか、その計画推進について今回の生涯スポーツ振興計画には盛り込まれていくつもりなんでしょうか。その辺お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

加藤嘉昭議員さんからもご質問いただいた総合体育館の建設に向けた計画推進でございますけれども、今回のスポーツ振興計画の見直しに盛り込む考えがないのかということでございますが、今回町長も答弁しましたとおりスポーツ施設以外の施設計画もございますので、上位計画との整合性も念頭に置かなければいけませんので、そのことを踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 3）について、もう1点だけです。このごろパークゴルフ場のことが話題になって浮上しているということがあります。こういったようなことは承知だと思いますけれども、この生涯スポーツ振興計画に何らかの形で触れることは予定されているのでしょうか、お答え願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

パークゴルフ場につきましては、スポーツ振興の上からニュースポーツ、この振興計画の一

つと考えております。たくさんニュースポーツというのはあるんですけども、その中の一つとしてとらえております。以前も一般質問で我妻議長さん並びに佐久間議員さんからご意見をいただいて、検討しているのかというご質問をいただいておりますし、また、先日も議員有志の皆さんの自主研修で新地町のパークゴルフ場の方を見学されまして、うちの職員も同行させていただきました。その中で内容を聞いておりますので、そういったことも含めて調査研究を今後も引き続きしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、4）について、答えでは解体をしたいというような方向づけだったようですけれども、跡地利用といいますか、現在町民体育館が建っている跡地利用をどう考えているのか。例えば、例えばですよ、大型児童館の建設といった具体的な方向づけが決まったのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回は不二トッコン跡地の土地の取得の方から話が大幅進展したのかなというふうに思っております。とりあえずスポーツ・文化ゾーン可能性調査ということで、あのエリアに柴田町の体力に合った、今考えているのが総合体育館と図書館ということを想定はしております。それはどのようになるか、それは資金面も含めて可能性を検討するということになります。恐らく今考えられるのは、詰めなければなりませんけれども、船岡小学校の跡地には可能性として図書館を建てるか、それとも、これも仮称なんですけど、子育て支援センターと大型児童館を合築した、これも仮称で申しわけないんですけど、子ども総合センターという名前がいいかどうかわかりませんが、とにかく子供たちの中央施設を考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。ですから、不二トッコン跡地の可能性がもし体育館というふうに決まれば、あとは船岡小学校に図書館というのが決まれば自動的に船迫公民館には大型の児童センター、総合子どもセンターですね。これで位置的には皆さんに納得していただけるのではないかな。これは私一人で考えているものですから、これについてとにかく可能性調査を来年度新規事業で実施していくと。ただ、体育館の方も総合体育館がどういう体育施設であるべきなのか、お金がいっぱいあればはねっこアリーナも考えられるんでしょうけれども、柴田町の体力に合った総合体育館がどの程度の規模で想定すればいいのか、これは別に総合体育館基本構想というものを同時並行で来年度議会にお認めいただけるのであれば構想をつくってまいりたいと、二本立てでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 5）について再質問させていただきます。

柴田町生涯教育総合運動場、改善センターの敷地を含めて7万8,254平米があるというふう
に記述されておりますが、この前ちょっと行って見ました。その状況なんですけれども、ざつ
と5分の2ぐらいは土砂の一時保管所となっているため運動場となっていないところがござい
ます。一時保管所そのものはよろしいんですけれども、かなりの土量が一時保管ということで
運び込まれております。私自身もちょっと心配になってきたんですけれども、今後どのよう
なるのか少し心配する気持ちが強くなりました。

そこでお伺いしますけれども、一時保管の現状と今後どうなっていくのか伺っておきたいと
いうふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） この点でございますけれども、柴田町生涯教育総合運動場、改
善センターの北側のグラウンドだと思うんですけれども、ここの土砂置き場については、都市
建設課とか農政課等からその都度土砂の搬入についてはお願いされております。今後は対応に
つきましても担当課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） 一時保管ということでよろしいですので、最終的には取り除かれるとい
うような理解でよろしいのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 取り除くかどうかについても担当課と協議をしまして、一時保
管というのも聞いているんですけれども、見通しが一時、いつまでだとかというのが確実にま
だ決まっていないところもありますので。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 湛水防除事業関係の一時預かりということで、あと県道の残土とか
ということで置いていると思うんですけれども、最終的には業者の方なり県なりと約束してお
りまして、事業が終わればすべて撤去するということになるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○5番（安部俊三君） ちょっと安心いたしました。

次に、この生涯教育総合運動場、先ほどからこだわっている柴田町生涯スポーツ振興計画の
見直しに整備計画についての何らかの記述で盛り込むことは考えていらっしゃるのかどうかお
伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

現在取り組んでおりますスポーツ振興計画の見直しの中では、生涯教育総合運動場の整備計画を盛り込めるのかということですが、答弁でもお答えしましたように、スポーツ文化整備可能性調査を来年度から実施する方向で今進める考えでございますので、この件も可能な表現の中で検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 最後をお願いをして終わりたいと。6）についてですが、大震災のために大分傷んでいるところもあるという答えだったわけですが、今後、改修や修繕など現状をつぶさに把握して、計画性を持って着実な施設管理を行うよう要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）

これにて5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

商工観光課長から答弁訂正の申し出があります。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 午前中の大坂議員さんへの一般質問の答弁の中で、雇用対策の国の次の策についてというふうな答弁を申し上げた中で、県は800億と。その財源は国の平成23年度国の1次補正予算と申し上げました。正確には平成23年度国の3次補正予算で計上されてございました。おわびして訂正させていただきたいと存じます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時44分 散会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番